

## 五代宋初の新興官僚

——臨淄の麻氏を中心として——

愛 宕 元

【要約】 唐宋間の中国社会の歴史的変質はその支配層を形成する官僚群の出自の異質さに一つのメルクマールを求めることができ、唐末から五代期にかけての激動する社会の中から土地所有を基盤としつつ、同時に商業活動にもタッチして経済的勢力を伸長する新興の地主層が抬頭してくる。彼等はその経済的基盤を背景にして在地における鄉村規制を強化し、かつ科挙官僚化＝官戸化して公権力をおびて自らの社会的、経済的立場を強化する。本稿はこのような大土地所有者、商業活動、科挙官僚化という三つの要素をあわせもった、いわば「三位一体」的な宋初における典型的新興層として山東臨淄県の麻氏一族に焦点をあて、五代以来の成長過程および在地での具体像を考察したものである。宋初におけるこの麻氏一族の繁栄ぶりは当時においてその地方の人口に広く膾炙したらしく、誇張され、かつ半ば伝説化されつつ後世にまで伝承されていった。宋初における麻氏の姿を明らかにして歴史的な位置づけをするとともに、この伝承過程をたどることによって麻氏に関するマイナスの側面の評価が時代が下るにつれてしだいに欠落しつつ、在地での名譽ある出世者としての一面のみが強調された麻氏像を見い出すことができよう。

史林 五七巻四号 一九七四年七月

### はじめに

唐末・五代という中国史上における大きな社会的変動期を経て、宋代に至って支配層を形成する新興の士大夫的地主階級は大土地所有者であり、同時に商業行為を営み、かつ科挙試験に合格して官僚化するという「三位一体」のあり方が特色として認められる<sup>①</sup>。いうまでもなく彼らは宋代になって突然現われるのではなく、唐末・五代の社会の流動化過程で

析出されてくるのであるが、このような新興階層の形成過程を具体的に明確にした考察は必ずしも多くはない。かつて松井秀一氏は石介の家系を中心にして五代期において次第に抬頭し宋代に官戸化する北宋初期官僚層の一つの姿を明らかにされたのはこのような数少ない考察のうちの代表的なものである。<sup>②</sup> その対象とされた石氏一族は官界においては下級官で止まり、所有地も一族全体で一頃程度と推定されるように決して大土地所有と呼べるものではなく、松井氏自身が「農民的官僚」と呼ばれて「地主的官僚」とは区別されている存在である。本稿では最初に述べたように大土地所有者、商業行為、科挙官僚という所謂「三位一体」的性格を有する新興階層として麻氏を取り上げ、やはり宋代における典型と呼ぶる存在を追求してみた。

宋代初期に靑州臨淄県を中心に大勢力を占める麻氏は五代期に当地平盧節度使管下の靑州録事参軍となった麻希夢を祖とする一族である。この麻希夢の本貫地は臨淄県の東隣にある北海県であり、麻希夢と全く時期を同じくして北海県に麻姓の同族村落が存在していたことが寺院再建の碑によって確認でき、宋代の「三位一体」的性格を具有する臨淄県の麻氏と五代の北海県における自営農麻氏とをつなぐことによって、新興階層の具体像を明らかにすることが本稿の意図するところである。

① 宮崎市定「五代史上の軍閥資本家」『アジア史研究』三所収 一九六二 参照。

② 松井秀一「北宋初期官僚の典型——石介とその系譜を中心に——」『東洋学報』五一—一九六八 参照。

## 一 臨淄の麻氏

### (a) 五代の麻氏

宋の太宗端拱元年（九八八）正月乙亥に「民間で年齢七十以上で現に家長である人物、高年で徳高く郷里で尊敬されている人物の名を各州県に調査させて上奏させよ。爵一級を賜うであろう」（太宗実録卷四十三）<sup>①</sup> という制が下され各州県からの

上奏を待つて、同年五月丙申に高年者百二十七人に民爵公士が与えられた（同卷四十四）<sup>②</sup>。ところで、その前日に当る五月乙未に賜爵の対象となつたうちの一人である九十五歳という高齢の麻希夢という人物が太宗の御前に召されて工部員外郎致仕という名目的な官位を与えられている。本章ではこの麻希夢について唐末から五代にかけての姿をまず追跡することにした。

前引太宗実録卷四十四、端拱元年五月乙未の条に次のように見える。

前の青州録事参军麻希夢を以て工部員外郎致仕と為す。希夢は北海の人なり。梁の龍徳二年に明経の第に擢でられ、累りに宰字の任に居りもとより吏幹有り。凡そ踐歴する所皆な能名有り。老を以て退きて臨淄に居す。美田数百頃有り。貲を積むこと鉅万。年九十五にして齒髮衰えず。上、その眉寿を聞き、召して闕下に至らしめ便殿に於て対す。まのあたり金紫を賜う。因りて是の命有り。別墅に放帰す。年を踰えて卒す。希夢、郷里に居りて常に兼併不法たり。毎に州郡吏の長短を持して横恣たり。营丘の人皆これを畏る<sup>③</sup>。

ここに見えるように麻希夢が太宗朝において工部員外郎致仕を与えられたという実録の記事は、ちようどこの時期に知制誥であった田錫の起草した「大理司直前青州録事参军麻希夢を守工部員外郎致仕となす可し」という制が彼の文集咸平集卷二十八制誥の条に納められており確認することができる。その制には「朕が位を嗣ぎてより十有三載」とあって太宗の端拱元年であること、また高年者に礼を加えて爵一級を賜うなどの語が見え、実録の麻希夢賜官の記事と一致する。

さて、麻希夢は青州北海県の人である。五代後梁末帝の龍徳二年（九二二）に明経科に合格し、宋の端拱元年（九八八）に九十五歳で官を賜い、翌年死亡しているから、唐末昭宗の乾寧元年（八九四）に生れ宋の端拱二年（九八九）に没したことになる。龍徳二年の科挙明経科合格時は二十八歳の若さである。唐の最末期に生れ、朱全忠が唐朝三百年最後の皇帝哀帝に禅譲を強いて五代最初の後梁朝の成立した九〇七年を十三歳で迎える。そして五代諸王朝が興亡する全時期を生き、宋朝による新たな統一政権を体験し、宋朝の名実ともに安定確立する太宗朝には国家からそのあかしとしての賜官、民爵を与

えられるという所謂「唐宋の变革期」を生き抜いた注目すべき人物と言える。龍徳二年に明経科に合格して以後の彼の官歴を一つ一つ跡附けることはできないが、前掲咸平集の賜官の制には「廷尉の属寮と為り、憲府の職を兼ね。督郵秩を罷め、家に頤養す」とあることよって一部を知ることができる。「廷尉の属寮と為り、憲府の職を兼ね」とあるのは賜官時の彼の肩書前半の大理司直を指すものであろう。廷尉は大理寺の雅名で刑獄のことを掌どるゆえにかく称するのである。「督郵」というのは漢代の郡に置かれた属県に対する監察官で、唐代においてその職種が似ることから州の録事参軍をかく称した<sup>⑤</sup>。宋代初期においてもそれにならったものと思われる。「督郵秩を罷め、家に頤養す」とあることよって、彼は青州録事参軍を最後に退官したことを知る。実録に前青州録事参軍という肩書を附しているのはその故である。大理司直は恐らく名目的な帯官であつたと思われる。麻希夢が青州録事参軍となつたのは後に詳しく見る統資治通鑑長編及び涑水紀聞によれば五代後漢期の平盧節度使劉銖のもとにおいてである。劉銖が平盧節度使として青州に在鎮したのは後漢建国直後の天福十二年(九四七)七月から乾祐三年(九五〇)五月の間である。劉銖は後梁の邵王朱友誨配下の牙将出身で戦乱の世をのし上つた武人である。性残酷で殺戮を好み、青州在鎮期には徹底した敵罰主義で臨み、苛酷な税率を課して誅求するなど暴政と称せられたが、乾祐年間に青州を襲つた蝗を人海戦術で撲滅して領内の被害を皆無に<sup>⑥</sup>くい止めるという手腕をも示している<sup>⑦</sup>。麻希夢が青州録事参軍になつたのはこの間のこと、彼が五十三歳から五十六歳の頃である。実録に「もとより吏幹有り」とか「皆な能名有り」というように彼の能力が最大限に発揮されるのは録事参軍であつたこの時期であらう。そもそも府州の録事参軍の職掌を唐代について見るに「掌府事句稽、省署鈔目、糾弾部内非違、監印、給紙筆之事」(通典卷三十三職官十五總論郡佐の条)とあるが、要するに府州の功・倉・戸・兵・法・土曹の各参軍事、すなわち六曹官の総元締である。しかしながら唐代後半以降になって本来の職掌に大きな変化が生じてくる。「督郵」の別名が示すように府州内の六曹諸司の官吏への督察権は強化され、さらに兩税・塩課・倉儲・官俸などといった府州財政権をも掌握する傾向が生じてくるのである。五代になって武人が刺史になることが多くなると実質的な府州行政全般は録事参軍に集中

することすら生じてくる。このことを示すものとして後梁開平四年（九一〇）九月に次のような記事が見える。

九月勅す。魏博管内の刺史、比來州務をならびに督郵に委ね、遂に曹官をして其の威權を擅にし、州牧は間冗に同じたらしむ。通制に循わしめ、宜しく異端を塞ぐべし。並びに宜しく河南の諸州の例に依り、刺史が以て専達するを得べし。（冊府元龜卷一九一閩位部立法制の条）

唐後半以降の河北藩鎮は半独立的存在であり、そこでは督郵、すなわち録事参軍が刺史の権限を完全に掌握していたのを後梁の初めに改めようとして出されたのがこの勅であるが、実効があったかどうか疑がわしい。むしろ五代期を通じて藩鎮勢力は一般的に言って強化されている事実からみれば、唐代末期河北藩鎮下での録事参軍と同じく強大な権限を行使し得たと考えられる。とにかくも唐末五代における録事参軍は従来に比してはるかに重要なポストを占めるようになったのであり、とくに専権的な節度使の下ではなおさらであった。<sup>⑩</sup>

平盧節度使劉銖のもとで青州録事参軍となつた麻希夢の場合、まさに右にみたような録事参軍の権限拡大を背景として考えることができる。長編卷九十五真宗天禧四年（一〇二〇）四月丙申の条に麻希夢の子孫が国家権力に弾圧されて従来からの在地における強大な勢力をほとんど喪失する事件を記しているが、祖の麻希夢について次のようである。

祖の希夢、劉銖に事えて府掾と為る。専ら掎克聚斂を以て己が任と為し、兼并恣横にして用て鉅万を致す。<sup>⑪</sup>

この弾圧事件については司馬光の涑水紀聞卷六にも見えているが、ややニュアンスを異にする。今、麻希夢に関する部分を引用すると次のとおりである。

青州臨淄の麻氏、其の先は五代に嘗って本州の録事参軍と為る。節度使広く貨賂を納め皆麻氏をして之を主らしむ。積りて巨万に至る。既にして節度使召されて闕に赴き、取るに及ばずして卒す。麻氏尽く其の財を有す。これより富たること四方に冠たり。<sup>⑫</sup>

「其の先」とは麻希夢を、「節度使」とは劉銖を指すことは言うまでもあるまい。麻希夢が録事参軍のポストにあってそ

の職掌が青州の財政面にまで及んでいたからこそ「節度使広く貨賂を納め皆麻氏をして之を主らしめ」ることができたのである。長編の「専ら掎克聚歛を以て己が任と為す」という表現も州の録事参軍が五代藩鎮下で占める役割を歴史的背景として見落されてはならない。長編の記事のごとく武断の節度使劉銖の下でその威権を傘にきた麻希夢の専横な行為とのみみならずのは以上のような録事参軍の性格の変質を無視するものである。真宗天禧年間の麻氏彈圧と関連して長編の意図的編集を感じさせるものである。この点については涑水紀聞と比較検討することによって後述する。

劉銖は後漢最後の乾祐三年（九五〇）五月庚戌に青州在鎮期の暴虐のゆえに更迭され、軍事的圧力のもと半ば強制的に開封の隱帝に召し出される。涑水紀聞に「既にして節度使召されて闕に赴く」というのがそれである。五代諸王朝の例にもれず文・武二重構造の対立は後漢朝にも存在し、ちょうどこの時一つの極点に達していた。同年十一月丙子、隱帝は文官側近の力を得て在京武官の肅清を弾行し、五月以来契丹入寇に備うという名目で天雄軍節度使として鄆都に在鎮させていた武官派中心人物と目される樞密使郭威、すなわち後周の太祖を殺害せよとの密詔が発せられる。劉銖は文官側に組し権知開封府に任ぜられ、郭威の在京する一族を老若を問わず皆殺しにする。

しかし鄆都以拳兵し開封に入った郭威に捕えられ殺される。隱帝による武官派肅清以来十七日目の十一月壬辰のことである。<sup>⑬</sup>劉銖が入朝命令に抗しきれずに青州を離れる際、青州在鎮期に蓄積した莫大な私的財産を近い将来引き取るつもりで暫時的な管理を麻希夢に委ねる。そして後漢から後周への政權交代に際する政変過程で殺され、後任の平盧節度使符彦卿も前述の肅清に際して宮中護衛のため開封に呼びもどされて不在である。恐らくこの間に劉銖の聚歛した財産が麻希夢によって横領されたと思われる。録事参軍として財政全般にまでタッチしていたこと、それゆえにこそ劉銖が私的財産の管理をまかせたのであるが、彼をして横領を可能ならしめたのもやはり録事参軍というポストにあったことと無関係ではない。録事参軍を退官したのはいつのことか不明であるが、退官後の在地での姿は実録に「希夢、郷里に居りて常に兼并不法たり。毎に州郡吏の長短を持して横恣たり。營丘の人皆之を畏る」とあったことよって知ることができる。督郵と

して青州及び属県の官吏全体ににらみをきかせていた青州録事参軍であったからこそ、彼等の権力を背景としたさまざまな不法行為その他、全ゆる弱点を熟知していた。従って自らの不法行為やそれに伴う収奪行為を暴露、制約されることを恐れて、麻希夢の土地兼併やその他の不法行為に対して黙認せざるを得なかった。かくして麻希夢は横領した劉錫の財を基礎にして臨淄県に肥沃な土地を兼併拡大すること数百頃に及び、かつ巨万の財産を蓄積し、營丘<sup>⑮</sup>、すなわち臨淄の人々が官以上にはばかるほど県下全域に大勢力を形成することになる。

ところでこの麻希夢について少しく異なる視点から記述したものがあつた。それは灑水燕談録卷三奇節の条であり（以下燕談録と略称）以下の如くである。

端拱の初、太宗詔して天下の高年を訪ねしむ。前青州録事参軍麻希夢、年九十余にして臨淄に居す。召して闕下に至らしめ便殿に延見す。坐語を賜う。極めて従容たり。詢ぬること人間の利害に及ぶ。之に對うること尤も詳らかなり。多く聴納を蒙む。它日、訪ぬるに養生の理を以てす。對えて曰く、臣他術なし。ただ情慾を少寡にし声色を節し滋味を薄くす。故に此に至るを得たりと。詔して以て尚書工部郎中致仕と為し金紫を賜う。工部学を好み善く子孫を訓ず。子の景孫、興国中に進士甲科に登る。孫の温其・温舒、祥符中に相繼いで進士の第に登る。天下第三人と為る。衣冠以為らく、盛事なりと。而して天下、麻氏の子を教うることを法有りと称す。予の祖母長安県君は工部の孫なり。故に之を聞くこと詳らかなり。<sup>⑯</sup>

賜わった官は工部員外郎致仕であり、郎中とあるのは伝聞の誤りである。最後の部分に見えるように燕談録の撰者王闢之の祖母長安県君は麻希夢の孫に当る。従って右の記録には麻希夢に関して好ましからざる事柄は意図的に除外されている可能性は考慮せねばならない。事実、実録や長編、涑水紀聞が伝える麻希夢の在地における専横な姿はここには見られない。しかしそれは彼の一面を伝えるものであつて、ここには潤色があるとしても一族によって伝えられる彼の別な面を見ることが出来る。

太宗の御前で世間の諸問題について詳述できたのは五代の混乱期を生き抜いた生活体験や録事参軍としての経験があればこそであり、長生きの方法を問われると「自分には何ら特殊な能力があったからではありません。ただ欲望を抑え贅沢を節制し美味を口にせぬよう心がけてきたからです」と答えているのは誇張ではなく、事実そのとおりの生活実践を行ってきたものと考えられる。情に走り、奢侈におぼれがちな感情や欲望を厳しく自制しつつ、明経科に合格しながらも五代の乱世を録事参軍という地方官に甘んじ、その職限を最大限に利用して土地兼併などによって自己の経済的基盤を固めるという非常に冷徹な判断のもとに行動しているのである。麻氏の子孫教育は模範的だと世間から称讃される如く子や孫を科挙官僚に育成し得たのも、宋朝成立後の新たな科挙官僚重視という政治的動向を鋭く先どりしたものにほかならない。五代全期を生き抜いた地方官としての厳しい体験が重要な作用をはたしているという過言ではなからう。宋代における臨淄の麻氏一族の繁栄の基礎はこの麻希夢によって築かれたのである。

(b) 宋代の麻氏

長編卷九十一真宗天禧二年(一〇二八)三月戊戌の条に臨淄の麻氏に関する記事が見えている。

河北都転運使李士衡を青州州に徙して威綸に代う。綸を以て知鄆州たらしむ。綸かつて書を作り臨淄の麻氏に粟を出して以て饑民を濟わんことを勸む。太常丞致仕景宗、之を拒む。綸に答うるの書極めて不遜。綸憤ること甚し。其の事を具奏す。上怒りて曰く、綸、選儒にして豪強を抑う能はず。乃ち朝廷を煩すや。亟やかに士衡に命じて之と代う。士衡至る。麻氏粟千斛を具し以て献ず。景宗曰く、吾宗に禍せりと。居ること二年にして麻氏破る。<sup>17)</sup>

天禧二年前後に山東一带をおそった饑饉に際して、<sup>18)</sup> 時の知青州威綸は官有穀物を放出するとともに民間富民にも手持穀物を供出して饑民を救済するよう協力を要請する。この時臨淄の麻氏も知州威綸から直接に協力要請の書状を受け取る。太常丞(正八品上)<sup>19)</sup>で致仕した麻景宗はこの協力要請を拒否し、しかもその拒絶の書状が少なからず無礼であったため威綸は甚しく立腹して中央に麻氏の非協力的態度を報告する。その報告を見て真宗は在地豪族を抑えることが出来ぬようでは



当地の知州はつとまらぬとして更迭する。官戸や富民に対して饑饉に穀物を供出させることは勸分、勸糴といつてある種の法的強制力を有するとともにそれ以上の倫理的強制力が存在していた。<sup>24</sup> 知州の直接的要請にもかかわらずそれを拒否できたのは当地において官府をものぐと言われた麻氏の勢力の大きさをうかがわしめるに十分である。

さて威綸に代って知青州に任命された李士衡が現地に赴くと麻氏は千斛という大量の穀物を供出する。一族の安泰を考えた妥協策であったと思われる。その時にも「吾一族にとつては災難だわい」と平然とうそぶきながら千斛もの穀物を供出できる財力は非常なものである。

ここに見える麻景宗はこの時点での麻氏一族の長と考えられるが、燕談録でみた麻希夢の子の景孫との関係を見るに、その名前によって同輩行であることは明らかであり、兄弟かと思われる。さらに「宗」zong、「孫」sun という音の類似から想像をたくましくすれば同一人物の可能性も考えられないではない。南宋の江少虞撰にかかる皇朝事宝類苑卷四十一では麻希夢の子として「景宗」に作っていることはこの想定の一助になろう。とすれば太平興国年間（九七六―八四）に進士科に合格し、天禧二年（二〇一八）時には太常丞を退官していることになり、常識的に三十歳で進士合格と仮定すれば天禧二年時で七十歳前後となる。

次に燕談録に見えた孫の温其と温舒の兄弟について考える。この兄弟はともに大中祥符年間（一〇〇八―一六）の進士科合格である。天禧二年に行なわれた国子監、太常寺の別試進士の考査が公正を欠き、不適な人物を礼部へ解送したとして同年十一月丁亥に関係発解官数人が銅十斤の処罰を受ける。そのなかに太子中允（従八品下）直集賢院という官職をもつ麻温其の名が見える。<sup>25</sup> 温其について進士合格後約十年弱で官品は低いながら館職を帯びたエリート・コース途上にあることがわかる。太常寺関係の進士科受験者に何らかの手心を加えていることは太常丞致仕である景宗と景孫が同一人物であるとの先の想定を強くする。なぜならば父親の在官中の官界でのある種の間人関係が息子にかくの如き行為をなさしめたと思われるからである。<sup>26</sup>

(c) 麻氏の彈圧

五代の青州録事参军麻希夢以来、臨淄に一大勢力を誇っていた麻氏一族が壊滅的打撃をこうむる事件が天禧四年（二〇二〇）四月に生ずる。彈圧の直接の原因は景宗の後をうけて麻氏一族の長の立場にあった前定陶県尉という下級地方官経験者の麻士瑤が姪の麻温裕を殺害して証拠隠滅を図り、摘発されたことにある。士瑤はかねてから自分に憾みをもち訴訟に持ち込もうとしている温裕の口を封じるため、三人の家僮を使って密室に閉じ込めて餓死させ、死体を焼却したことが発覚したのである。希夢以来、自己一族の勢力を伸張してきた臨淄の麻氏は宋の初期、士瑤の代になると州県官衙の威権を上まわるほどの強大な力を在地において有することになった。士瑤は女性関係を慎みず、天文関係の禁書や武器を隠匿し、県内の他人の姓名を借りて場務の権利を買得し、州県官を無視した不法行為が少なくなかった。すなわち、日頃心よく思わない鎮將張珪を家僮及びその所有地を耕作する佃戸を使って道に待伏せて毆殺させ死体を遺棄したが、張珪は運よく蘇生して州に訴えることになる。そこで士瑤は州の胥吏達に賄賂をつかませて事件を闇に葬り去ってしまう。また鎮海節度推官から臨淄県知県となった孫昌が赴任すると麻希夢以来ほとんど黙認されていた麻氏の不法をことごとく取締り始めた。それに対して士瑤は刺客をさしむけて殺すと広言して恫喝を加えるが、孫昌は家族をあらかじめ他県に避難させ、自らは警備を厳にした県衙に寝泊りし、麻氏の不法を絶対に見逃さないという既定方針にいささかの変更もないという意志表示を明らかにする、恫喝の効果が十分でないかと判断した士瑤は、進士王珪と連名で孫昌の県政は公正ならずと上級官衙に誣告する手段に出る。王珪と麻氏との関係は明らかでないが、地方官であれ官僚を告訴するのに進士の肩書を有する人物を告発人に連ねることは有効な手段であったと思われる。天禧四年（二〇二〇）二月、侍御史姜遵は士瑤による姪の温裕殺害を口実に従前の諸々の麻氏の不法を摘発し、遂に同年四月に直接の当事者士瑤のみならず麻氏一族に対して徹底した処罰が加えられる。士瑤は在地青州で杖殺され、彼の兄である大理評事（正九品）を致仕した士安は官籍を剥奪されて福建汀州に配流される。士瑤の姪に当る右正言（従七品）直史館にあった温舒は館職を剥奪されて太常博士（正八品下）監昇州

糧料に左遷され、太常丞(正八品上)直集賢院にあった温舒の弟温其も同じく館職を剥奪されて監光州酒税に左遷される。

その他士瑤の手足として使役されていた范辛(彼は温裕殺害の下手人である)ら家僮数人、士瑤に買収されてその不法を黙過していた州県胥吏、士瑤が場務の権利を買得るために姓名を貸した者、そして県令誣告に名を連ねた進士王珪らは皆入墨されて広南・福建路などの南方瘴癘の州軍牢城に流され、范辛ら以外の麻氏に隸属していた家僮五十人は各地に駐留する軍隊の雑役夫として使役されるという処分が行なわれる。麻氏一族が所有していた財産も処罰の対象外ではなく、臨淄の住宅一区を士瑤の直系子孫のために残すことだけが許され、麻氏の所有した多数の邸店のうち十分の三は士瑤の房以外の一族に均分されてその生活の保証とされる以外、残り十分の七は全て国家に没収されてしまう。また兼併拡大してきた所有地に関しては借金の担保として質入れした土地を借金や金利を支払うことができずに麻氏の所有に帰してしまつたものは元の所有者が買い戻すことを許すという処置が講ぜられる。以上のような麻氏一族に対する処罰と同時に、麻氏が勢力を擅いままにふるっていた臨淄県の所轄である京東路の勸農使と副使、青州知州と通判も監督不行届で降第差遣の処分を受けることになった。かくして五代の平盧節度使劉銖のもとで録事参軍となつた麻希夢が劉銖が後漢と後周の政權交代の混乱期に殺されたのに乗じて横領した土地財産を基礎として臨淄を中心として拡大した勢力、及び三代にわたつて輩出する科挙官僚、しかも孫の代には館職を帯びたエリート・コースにつくまでに育成し、「麻氏教子有法」と在地で称讃された臨淄の典型的新興官戸麻氏一族はこの事件を契機として一挙に没落することになるのである。

麻氏一族弾圧の過程で官戸たる資格を剥奪されるのは士安・士瑤兄弟直系の家系でありその姪である温舒・温其兄弟は左遷されるが官戸たるの資格はそのまま保持していることは注目すべきである。もっとも温舒・温其兄弟は大中祥符年間に進士科に合格し、天禧四年時には官品は比較的低いながらも直史館や直集賢院という館職を帯び(既述のごとく温其は天禧二年にすでに直集賢院を帯びている)、官界におけるエリート・コースにあって将来を囑望されていたながら、この事件によって館職を剥奪され高級官僚への途はほぼ絶望的になったといふことは言えよう。八瓊室金石補正卷八十七に

載せる「華嶽廟題刻五十六段」の二に「麻温舒題名」なるものが見え、殘闕のため年次は不詳であるが次のようにあることによつて温舒のその後の官歴の一部は知ることが出来る。

尚書職方員外郎知郡事麻温舒奉 御祝版立秋日致缺

職方員外郎は従七品上の官であり、天禧四年の左遷時の官が正八品下の右正言であるから、知郡事（この題刻は華州華陰県の華嶽廟にあり、知郡事というのは知華州を指すものか）<sup>②</sup>として地方官であったのは天禧四年以後に比定せねばならない。しかしここには館職の肩書はすでに落されて見えていない。以後、官僚として臨淄の麻氏の名前は宋代を通じて全く姿を消し去ることになる。

以上、長編を主として宋代の麻氏について述べてきたが、その経済的基盤について言えば宋代一般の官戸の在地でのあり方を特徴的に示していると思われるので、ここで概略を述べておきたい。まず土地所有であるが、宋初端拱元年に麻希夢が官を賜わつた当時すでに数百頃に及ぶ肥沃な土地を所有していたことは既に実録において見たとおりである。これら大所有地は希夢が五代後漢期に平盧節度使劉鋹が集積したものを横領したものが中核になっていることは既述したが、その後景宗・土瑠の二代にわたつてさらに拡大されていった。天禧四年に麻氏一族が弾圧されると、元の所有者による買い戻しが許されるが、このことは麻氏が手広く金融業を営んでいたことを示すものである。借金や金利の担保として質入れされた土地を集積しているのである。宋代土地所有の發展の特質として典質によるものが主要な手段であつたことはつとに指摘されている。<sup>③</sup> つぎに「買場務」とか邸店所有からうかがえる商業行為についてふれておく。青州は首都開封から済南府を経て山東半島部の登州に至る唐代以来の主要な交通路上にあり、<sup>④</sup> 麻氏勢力の中心である臨淄県はこのルートからわずかに北に位置している。従つて商人達の往來の頻繁なこの地の場務の請負権を買得することは大きな商業的利潤を期待できるものであつた。当時、専売であつた酒の製造と販売、河川の舟橋に課せられる通行税徴収業務、その他商税を徴収する業務の経営権を国家が民間に請負わせ、その権利を民間人が買得することを「買場務」乃至は「撲買税場」と言う。<sup>⑤</sup>

入札制によって一定金額を国家に納入すれば、あとの収益はすべて自己の手に入り、やり方次第で巨利を得ることが可能であった。ただし、こうした営利事業は官戸には禁じられていたために、麻氏は郷里の一般民の姓名を借りることによってこの請負権を買得し、利潤を追求していたのである。

邸店を多く所有していたことは弾圧時に十分の七を没収されたことから明らかであるが、麻氏による多数の邸店経営は場務請負権買得とともにその盛んな商業活動を裏付けるものである。日野開三郎氏が大著『唐代邸店の研究』で詳論されているように、邸店の基本的経営業務は旅宿業、飲食業、倉庫業の三つで、主たる顧客は遠距離交易に従事する客商であった。唐代後半以降の商業の大きな発展過程でこれら三業務以外に交通運輸関係業、売買取引斡旋業、金融業等をも兼業するものが現われる。麻氏の経営する邸店は主要交通路に沿うという立地条件に恵まれ、大いに繁栄したものと考えられる。典質による土地兼併もこれらの邸店が兼業する金融業の一環にほかならない。このように麻氏が大土地所有であるばかりでなく、非常に活発な商業行為を営んでいることは宋代における地主的存在の注目すべき姿といえることができる。

ところでここで麻氏一族の同族内のあり方についていくつかの点を指摘しておきたい。まず第一に麻氏一族の繁栄の基礎を築いた麻希夢は「情慾を少寡にし、声色を節し、滋味を薄くする」という生活態度を貫いた人物であったのに対し、士瑤になると長編の意図的編集を考慮に入れねばならないが、「もとより帷箔修めず」とその倫理面を非難されているようににはなはだ対称的である。第二に弾圧の口実とされた士瑤による姪の温裕殺害の原因は財産の分割における争いにある（後掲渾水紀聞参照）<sup>⑤</sup>。第三に弾圧時に没収をまぬがれた所有財産のうち、士瑤直系には住宅一区が残され、十分の三の邸店はその他の一族に均分されるといように、家と族とが明確に区別されている点である。第四に官籍を剝奪されたのは士瑤・士安兄弟の家であり、姪の温舒・温其兄弟の家は官戸たるの資格を失っていない。これらの諸点を総合すると希夢以来三代目の世代で早くも同族内部における分籍が顕著に進行していることである。さらに族長的存在についてみると、初代の希夢はともかくも、天禧二年時での景宗を太平興國中進士合格の景孫と同一人物と見なせば嫡長子系統ないし進士

合格という社会的地位に基づくものと考えられるが、その直後の天禧四年の彈圧時では希夢—景宗(—景孫)の直系と思われる科挙官僚化した温舒・温其ではなく士瑤が族長的立場にある。士瑤・士安兄弟の麻氏一族内での輩行関係は必ずしも明らかではなく、士瑤が族長的存在となり得た理由については判然としない。

以上、長編によって宋代初期真宗期の麻氏彈圧を見てきたが、この事件について司馬光の涑水紀聞卷六ではニュアンスを異にして次のように見えている。

真宗景德の初、契丹澶淵に寇す。其の游兵臨淄に至る。麻氏壯夫千余人を率いて堡に拠りて自守す。郷里之に頼る。全済する者はなほだ衆し。今に至るも基址なお存す。之を麻氏寨と謂う。兵退く。麻氏器械を斂めて尽く官に輸し、十の二三を留めて其の家を衛る。麻温舒兄弟、皆進士に挙げられ館閣の美官たり。家既に富饒たれば齊に宗族たり。孤姪の懦弱なる有り。麻氏の家長其の財を分つことを恐れ、幽して之を餓殺す。事覚わる。姜遵、転運使と為り名声を樹てんと欲す。因りて其の家を索して兵器及び玉函書小印を獲。因りて奏すらく、麻氏は大富にして臨淄に縦横たり。齊人懾服す。私かに兵刻玉宝を畜え、將に不軌を図らんとすと。ここにおいて麻氏或いは死され或いは流さる。子孫の官を有する者、皆貶せられ籍を奪わる。家財を没せらるること紀するに勝うべからず。麻氏これより遂に衰う。

長編が麻氏の在地での横暴不法ぶりをこと細かに強調しているのに対して涑水紀聞では在地地域共同体での指導的立場の側面をもあわせ伝えていることは無視できない。澶淵の盟が結ばれた景德元年(一〇〇四)の契丹入寇の時、南下した契丹軍の一部は青州臨淄県にまで侵入した。これに対して麻氏は県民千人以上を武装自衛集団に編成して要塞を構築し、郷里保全の中核になった。この涑水紀聞の記事は麻氏の在地でのもう一つの面を伝えるものである。麻氏彈圧についての長編の記載は、先に見たところの同じ長編卷九一天禧二年における山東地方の饑饉に際して知州の余剩穀物供出協力要請を拒否するという記載と全く同様にあくまでも宋朝の公的秩序体系に対する挑戦者として自己勢力の拡大にのみ腐心し、さ

らに儒教的倫理にもとるといふ姿が強調され、その当然の帰結として公権力に弾圧されてしかるべきであるといふ意図を讀みとることができよう。これに対して涑水紀聞に言う麻氏は異民族侵入という非常時に在地人民を統率して郷土を自衛する行動を起す姿を伝え、麻氏の地主的郷村規制力の大きさを示すものとはいえ、結果的には郷土自衛の指導者として郷民が大きな信頼をよせ、被害を最少に食い止めることができたとして評価される事実は、燕談録などが伝える「麻氏教子有法」と郷里でその科挙官僚輩出を称讃される事実と同一視点によるものであり、これら異なる視点からの二系統の記録資料を総合してはじめて麻氏の在地における具体像をとらえることができるのである。武器を保有していた事実は外敵からの自衛のために調達されたのであって、その大部分は契丹兵が退いた後には政府にさし出し、一族護衛の名目でごく一部が残されていたにすぎないという涑水紀聞の記事が事実に近いものであろう。一族内における殺人だけでは麻氏全体に対する弾圧の口実としては十分ではなく、自分の名を高からしめ榮達的手段にしようとする侍御史姜遵によってデッチ上げられたと考えるのがより妥当ではなからうか。ともあれ在地での積極的評価が強調された麻氏の姿は涑水紀聞、燕談録に始まり、以後地方志類に継承されて後世に伝えられてゆく。<sup>⑬</sup>

(d) 弾圧後の麻氏及びその関係者

麻氏一族について天禧四年の弾圧以後の動向を追跡しておきたい。

燕談録卷四高逸の条に麻仲英なる人物についての記事が見える。<sup>⑭</sup> 麻仲英は幼少より俊才で七歳で詩を作ることができた。父が鄆州に赴任するのに従って行き、たまたま当地に左遷されていた宋白の注目するところとなり、宋白が詩を作らせるとなる程素晴らしい作品である。翌日、宋白は文房の名品とともに仲英の才能を称讃した「宣毫歙墨川箋紙、寄与麻家小秀才、七歳能吟天骨異、前世応折桂枝来」という詩をそえておくり届けた。仲英は十七歳で科挙を受験して失敗する。当時彼は両親を亡して生活できず官仕の意志もなかったため、郷里の臨淄県弁士里にある別墅に戻り、そこで読書に没頭して豊かな学識を身につけることになった。日常の生活態度もすこぶる高潔で郷里の信頼を集め、官府でうまく裁定できない

ようなもめ事が生じると郷人は仲英のところを持ち込み、彼の判断に頼った。凶作で盗賊が多くなった歳にも仲英の家に押入るものは誰一人としていなかった。富弼、文彦博が相繼いで知青州として赴任してくると、二人とも書簡とおくりものを届けて敬意を表した。龐籍が知青州となると息子に書簡を持たせてやり、青州に招いて礼をつくすことはなほだ厚かった。その後もしばしば詩を贈り高潔な人柄を朝廷に推薦した。そこで詔が下り仲英は国子監四門学の助教、州学の教授に任ぜられた。山東一帯の学者達は誰もが争って仲英の門下に入ろうとした。没年は九十。この仲英は私、すなわち燕談録の撰者王闢之の祖母長安鼎君の兄に当る。

さて、この麻仲英は王闢之の祖母の兄であるから、麻希夢の孫になる訳である。幼少より秀才とうたわれながら、十七歳で一たび科挙に失敗すると、以後その志をさっぱりと捨て去り、郷里の別墅で書物相手の生活に専念し、彼の高潔な生き方と深い学識のゆえに郷里の信望を集め、歴代の当地州長官の尊敬を受けて九十歳という長命を全うして没する。十七歳で科挙に失敗した時期は淳化二年(九九二)頃の宋白の保大節度行軍司馬在任期直後のことであり、大まかな生卒を算出することができる。すなわち開宝年間(九六八―七六)に生れ、治平年間(一〇六四―六七)に没したことになる。富弼、文彦博、龐籍の知青州在任は全てこの間に含まれていることは言うまでもない。天禧四年の麻氏一族弾圧の際には五十歳前後である。この事件を麻氏の一員としてまのあたり目撃した仲英の心境をうかがわしめるすべは全くない。ただ彼の世俗を超越した高潔な生き方は麻氏一族中では異質な存在であり、かつ無官であったことが弾圧の対象外にいられた大きな要因であると言えよう。学問に専念した隠逸的生活の基盤であった弁士里所在の別墅は数百頃にも及んだ臨淄県一帯にわたる広大な一族の所有地の一部に属していたことは疑いないが、弾圧時に官没されたか否かはわからない。彼の学問生活に重大な支障が生じた形跡はみえないことや既述したように一族所有の邸店の十分の三が官没をまぬがれたことから考えるに、ある程度の経済的基盤は保全されていたと思われる。弾圧の対象となった一族の者達のあまりにも世俗的なあり方との対比において郷里での彼に対する信望はこの事件以後においても高まりこそすれ低下することはなかった。富弼、文彦



博、龐籍ら北宋の名臣と称せられる人物が例外なく少なからぬ敬意を表しているが、彼等の知青州在任期はすべて天禧四年の事件以後であることがそのことを明示する。

次に麻氏と關係を有する人物として青州臨淄の人、趙師民についてふれておく。長編卷一三五仁宗慶曆二年(一〇四二)二月丙戌の条に趙師民を崇政殿説書に任ずる記事が見え、そこに彼の略歴を附して次のようにある。

天聖末、考一等に中る。或いは曰く、師民は乃ち青州の大姓麻氏の甥なり。麻氏、豪侈なることを制を踰うるに坐して賊殺され、親屬誅せらる。師民以て多士に先ずるべからず。遂に等を降して及第せしむ。云々

ここに麻氏とみえるのは天禧四年に杖殺された、時の一族の長である士瑤を指すことは明らかであろう。従って師民は麻士瑤の甥に当り、麻仲英とは従兄弟の關係にある。師民の進士に合格した天聖末年<sup>⑦</sup>は麻氏彈庄の約十年後のことであり、国家権力の側にも青州在地の側においてもその事件の記憶は生々しく残っている時期である。広く人材を民間の諸層に求めるといふ官吏登用法としての科挙試験に優秀な成績で合格した人物が同時に国家権力にさからって弾圧された麻氏の一族であったということは、権力の側にとっては一律背反的な立場に立たされたことになり、その結果として権力の側の一種の妥協策として下位合格とされたと考えられるものである。師民は九歳で文章を作ることができほどの神童であった。家が貧しく他人に書物を借りて勉強する。曹瑋、李迪が知州として青州にあった間、ともに礼を厚くして会見を申し入れるというように若くして秀才の誉れ高かった。天聖八年(一〇三〇)に進士科に合格して以後は学問顧問官を兼ねた地方官をいくつか経て五十歳で都に戻る。そこでは龐籍ら名ある高級官僚達の推薦によって国子監直講に任ぜられ、崇文院檢討を経て、慶曆二年には崇政殿説書、同四年に天章閣侍講、皇祐五年(一〇五三)には地方に出されたいという本人の希望で龍圖閣直学士の館職を帯びて知耀州に任ぜられる。彼の最終官は刑部郎中である。子の彦若も館職を帯び官は試中書舎人にまで至っている。さてこの師民は官界のエリート・コースを歩みながらも実務派官僚ではなく、その学問的能力を評価されて高級官に至った人物である。幼少より秀才と称され知州が敬意を表するほどであったこと、地元青州の州学教授に

なったこと、これは郷里での学問的、人間的評価が高かったことと関連する。また龐籍ら高級文人官僚と交流があったことなど前述した麻仲英が無官であったことを除けば驚ろくほどの類似が見い出せる。

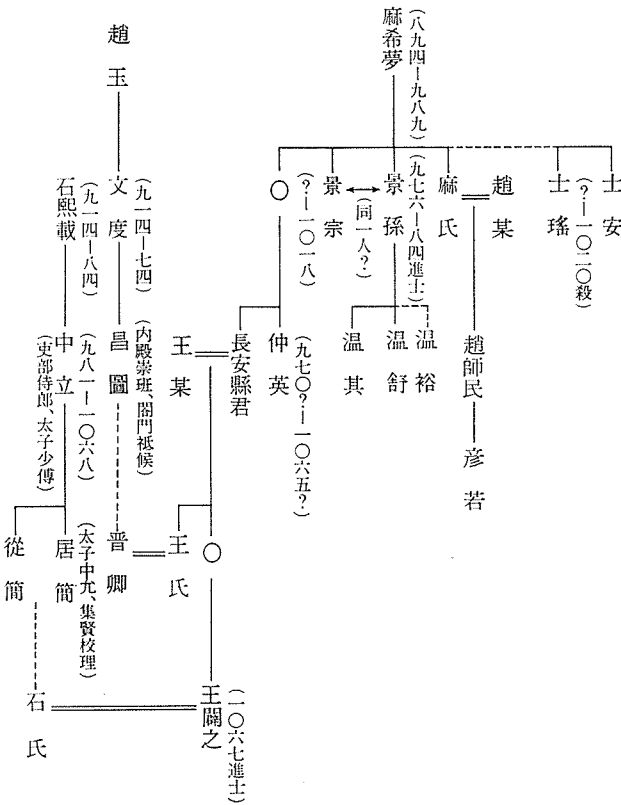
もう一人の麻氏と関係を有する人物は他ならぬ燕談録の撰者、王闢之である。先述したように彼の祖母である長安県君は麻希夢の孫で、麻仲英の妹である。彼は治平四年（一〇六七）の進士科合格で、元豊元年（一〇七八）に博州高唐県令、元祐六年（一〇九二）に知河東県、紹聖二年（一〇九五）に知忠州というように地方官を歴任した。彼の妻石氏は石熙載の曾孫に当る。石熙載は後周顯徳六年（九五九）の進士科合格で、宋初に太宗が兗州泰寧軍節度使を領した時に掌書記として辟召されて以来、太宗の信頼を得て戸部尚書・樞密使、尚書右僕射という最高の官にまで至った人物である。また王闢之の姑の夫は趙晉卿で、趙文度の孫に当るといふ。趙文度は後唐清泰三年（九三六）の進士科合格で、北漢の劉崇のもとで門下侍郎兼樞密使にまで至り、宋の開宝二年（九六九）に宋に降って以後、数鎮の節度使を経て同七年に六十一歳で没する。詩才のある文人タイプの人物で觀光集という文集を残した。彼の本貫は宋史本伝では薊州漁陽とするが、燕談録卷七では青州としている。孫の晉卿が青州臨淄県の王氏を妻としていることからすれば、彼の代には青州に移貫していたものかと思われる。

麻氏をめぐる右の関係をまとめると次頁のごとくになる。

直接的婚姻関係をもつ趙師民、王闢之の一族はともに麻氏と同じく青州臨淄県を本貫とし、文人的性格が濃厚な点を指摘できる。新興官戸と見なしてよいであろう。一方、王闢之の一族を媒介としてつながる趙文度、石熙載はともに五代期に科挙に合格し、五代末ないし宋初に高級官僚となり、子孫は宋朝の官僚となっている。これは麻希夢以来の麻氏一族の官戸化の過程と全く同一形態の成長の姿を示しているものである。宋初にこれら新興の官戸化した諸族が地域共同体的な場で相互に婚姻関係を結びながら成長してゆくことは注目されねばならない。

彈正後の麻氏一族及びその婚姻関係者を中心に追跡し得たのは右のとおりであるが、天禧四年の事件から百年を経た北

宋最末期の徽宗宣和年間（一一一九～二五）における麻氏の動向を伝えるものがある。北宋後期から南宋初めにかけての何蓮撰にかかる春渚紀聞卷二、二富室疎財に見えるものであるが、それによると宣和年間に「青州の麻員外の家至富。麻十万家と号す。（中略）果して州民麻氏有り。其富三世。其祖、錢十方を以て庫に鎮めてより、未だ嘗って用いざるなり」とあって、青州の麻氏の健在を示すかのようなのであるが、ここに言う麻員外とは工部員外郎致仕の麻希夢を、三世とは麻希夢、景孫（景宗）、温舒・温其を、従って其祖とは麻希夢を意味することはこれまでの論述で自明であり、宣和年間にかくのごとき青州の麻氏が存在したということ



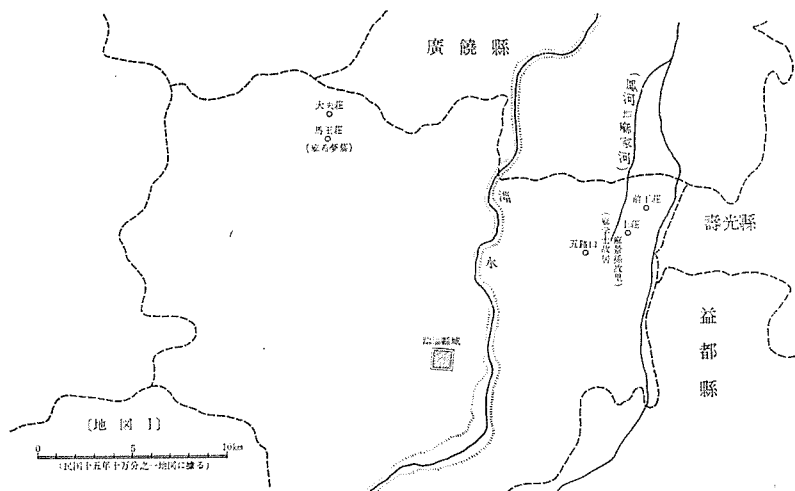
は歴史的事実ではあり得ない。この記事の概要は以下のごとくである。「五代後晉の時に割讓されて以来、遼の領有に帰していた燕雲十六州の一部六州が宣和五年、六年に金と約を結んで遼を夾撃して回復できたが、莫大な軍事費の捻出に苦慮した結果、全国の丁男に免夫錢を課すことになった。海州懐仁県の楊六秀才の寡婦劉氏は免夫錢の督促が厳しく同県下の貧下戸が苦しむのを見て、家財十萬緡を代納し、空になった蔵に仏壇を設けて三晝夜供養を行った。ところがその翌朝、空のはず

の蔵には元どおりきっかり十万緡の錢でうまっていた。大いに驚いて心当りを探したところ、青州の麻氏の蔵から一晚にして十万緡が消えうせていることを知り、麻氏の財が不思議にも天駆けて寡婦劉氏の蔵を満したことが判明した。寡婦劉氏は麻氏に返そうとするが、天理であるとしてどうしても受けとらなかつた。寡婦劉氏はその十万緡を一錢たりとも私有せず、貧民に施し、仏道の観宇修理などに密附した。その後、寡婦劉氏の家は以前にも増して富裕になった」というものである。⑧以上から明らかなように仏教的な因果応報の色彩が濃厚に認められ、天禧四年(一〇二〇)彈圧以前の青州で大勢力を振った麻氏の存在と、その百年後の宣和六年(一一二四)の免夫錢賦課⑨という二つの歴史的事実を時間的距たりを無視して組み合せ作られた説話であると断定できよう。

春渚紀聞に見えた宣和年間の青州麻氏の存在についてその虚構性を検証したのはこの麻氏一族がいわば伝説化されるほど宋初における代表的新興層として記憶され続けたこと、さらにその伝承過程のごく初期の具体例として示したかったからである。ここでは麻氏が非常な財産家でありながら三代にわたって一錢たりとも使用しなかつたこと、すなわち、在地郷村に対して一切の救済的行為を拒否する冷酷な存在として非難の意味が認められ、先にみた長編に記された麻氏の一面とつながるものである。しかし一方では寡婦劉氏の返却を天の理に違い人情にそむくとして潔よくその受領をことわる姿は仏教的説話化されているとはいえ、かくあるべしという称讃の意味がこめられており、これまた先の燕談録が伝える在地郷村での積極的な評価と通ずる面を示している。かく春渚紀聞ではいわば伝説化されつつありながら、好悪両面をいまだあわせもつ伝承過程の初期的段階にあると言える。それが南宋の皇朝事宝類苑⑩になると断片的ではあるがマイナスの側面は消え去り、プラス側面のみが記され、元の齊乘以下その後の地方志類の記載につながってゆくことになる。

(e) 地方志からみた麻氏

臨淄県の麻氏一族の在地における痕跡を関係地方志に求めてみよう。康熙臨淄県志の編纂者である李煥章に「麻家河記」なる次のような一文がある。



余、織水廬より天齊淵に往く。余の別業なり。陰雨にして濛中に迷い一小村落を過ぐ。麻家河なり。児時より屢ば其地を經。余、壬子（康熙十一年）に臨淄志を輯するにおよんで始めて麻学士の故居たるを知れり。父溫舒、子希孟<sup>（子）</sup>みな状元たり。宋の太平興國、端拱の間に在りて一時の進士第に登る者二十人。半ばは宰執たり。盛んと謂う可し。而るに宦績寂々として後に伝わるなし。即ち吾郷の汲古多聞の君子もまた其の姓字を識る者あらず。<sup>⑤</sup>云々

誇張されかつ伝聞の誤りがかなり目につき時代の流れを感じさせるが、要するに宋初に科挙に合格して高級官僚となった麻姓の人物がこの臨淄県から出たことが約六百年後の清初にも伝えられ、その居住地も残っているが彼等の官歴など具体的なことは一切不明だということ。このことは天禧四年の麻氏彈庄事件に基づくものであるが、この事件に関連する事柄は完全に郷里における記憶から消し去られて、「麻氏教子有法」と称讃された部分のみが大きく誇張されつつ伝えられたという伝承過程を如実に示すものである。ところでここに見える麻家河は村落名のごとくであるが、同名の河が存在する。それは鳳河という広さ深さ六尺の小河の別名であり東十社麻家樹上莊の西を經由して広饒県界に至るといふ。<sup>⑥</sup>臨淄県城北三十里に位置する東十社に麻家樹、上莊、前・後下莊といった村があり、<sup>⑦</sup>民国十五年製印の十万分の一の地

図（以下地図と略称）では東十社内の諸村は県城東北約十五キロの広饒県界にあることが判明する（地図一）。麻家河、麻家樹という名称はかつてこの地に一大勢力を有した宋代初期の麻氏に由来するものであることは明らかであろう。「麻家樹の故居」とは宣統二年序の山東省保存古蹟事項統計表五三葉青州府六臨淄県の項に「宋工部侍郎麻景孫故里。城東北麻家樹」とあるものと一致しよう。また民国四年山東通志卷三七疆域志三古蹟四の条には「麻希孟墓在県境。希孟、宋工部侍郎」と見え、員外郎を侍郎と誤ってはいるが麻希夢の墓と伝えられるものの存在を知る。民国臨淄県志卷三古蹟志では「麻希夢墓在麻王莊附近」とより具体的な地域をいっている。麻王莊は県城西二十五里の西九社に含まれる村である。地図では県城北西約十二キロに馬王莊なる地名がある。地図のこの付近に見えるいくつかの地名が県志の記載と一致するから、ここが西九社であることは明らかであり、麻、馬は全く同音であることからこの付近に伝麻希夢の墓を比定できる。この麻王莊に源を發し西十社大夫店を経由し、東流して康浪河に流入する麻家溝なる広さ深さともに数尺の小河が流れている。これら麻王莊、麻家溝という名称も麻氏に由来するものであろう。以上のように臨淄県北部及び東北部の広饒県界にかけての一带に民国初時においてなお麻氏に関連する痕跡を多く見出すことができる。このことは宋初における当地の麻氏一族の勢力の大きさをうかがわしめるに十分である。

① 太宗皇帝實錄卷四十三

端拱元年正月乙亥。（中略）下制曰。（中略）民有年七十已上覓為家長、耆年宿德為鄉里所宗者。宜令本州具名以聞。當賜爵一級。

② 同右書卷四十四

（端拱元年五月）丙申。賜諡道高年二百一十七人爵為公士。以正月乙亥詔書從事。

統資治通鑑長編卷二十九同条では百二十九人に作る。

③ 同右書卷四十四、端拱元年正月乙未の条

以前青州録事參軍麻希夢為工部員外郎致仕。希夢、北海人也。梁龍

德二年、擢明經第。累居宰字之任。素有吏幹。凡所踐歷皆有能名。以老退居臨淄。有美田數百頃。積貨鉅万。年九十五、齒髮不衰。上聞其眉壽、召至闕下、對於便殿、面賜金紫。因有是命。放歸別墅。踰年而卒。希夢居鄉里常兼井不法。每持州郡吏之長短橫恣。營丘人皆畏之。

④ 咸平集卷二十八、制誥の条「大理司直前青州録事參軍麻希夢可守工部員外郎致仕」勅具官麻希夢。朕嗣位十有三載。天下無事。思勸農務本。躬耕籍田。改元。乃身物維新。堯舜則均人之慶。可以行古道禮高年。由是赦書。有賜爵一級之命。而希夢年過九十。以伏生之經術壽考。踐歷官途。而為廷尉庶寮。兼憲府之職。督郵罷秩。願養于家。守

臣上言。軒輊引見。嘉其華皓。是用旌陞。榮之列宿之班。優以懸車之秩。所以表朕養老尚齒之意也。

田錫が端拱元年當時に知制誥であったことは咸平集卷首の范仲淹撰

「田司徒墓誌銘」及び宋史卷一九三本伝参照。

⑤ 後漢書伝卷三十五張輔伝注所引漢官儀曰。督郵・功曹。郡之極位。

通典卷三十三職官十五總論郡佐の条

督郵。漢有之。掌監屬縣。有東西南北中部。謂之五部督郵也。督郵。

功曹之極位。

⑥ 旧五代史卷百漢高祖紀下、資治通鑑卷二八八参照。

⑦ 全唐文卷八五六李元懿「上六事疏」に劉銖の青州在鎮期の暴政につ

いて具体的な指摘が見えている。李元懿は劉銖の更迭二年後の後周広

順二年（九五二）に平盧節度使管下の青州北海県令に任せられた人物

である。

⑧ 旧五代史卷一〇七、新五代史卷三〇本伝参照。

⑨ 唐六典卷三〇に同じ。六典では「府」を「付」に作る。

⑩ 敵耕堂「唐代府州僚佐考」、『唐史研究叢稿』所収一九六九の第二章「司録・録事參軍」で唐代後半以後の録事參軍の権限拡大について

豊富な資料を列挙して論じられている。また周藤吉之「五代節度使の

支配体制」、『宋代經濟史研究』所収一九六二）では、代判の弊害が指

摘されている。すなわち、五代期において節度使・刺史は武人で書を

知らず、隨身・僕使に郡政を委ねることが多く、これを代判と称した

が、彼等は勢いを恃んで誅求を擅ままするので、節度・觀察判官や

軍事判官といった幕職官に委ねるべきであるという議論が生ずる。こ

こには録事參軍の名は見えないが、郡政に関しては以上のような文人

幕職官にもまして録事參軍が実務に習熟している立場にあり、節度使

や刺史の職務代行としては最適である。劉銖と麻希夢の關係はその典

型と言える。

⑪ 後註②参照。

⑫ 後註⑦参照。

⑬ 通鑑卷二八九参照。

⑭ 同前。

⑮ 漢書卷二八地理志上齊郡臨淄縣の条の臣瓚注に「臨淄即營丘也。云々」とある。

⑯ 涇水燕談錄卷三奇節（知不足齋叢書本）。端拱初。太宗詔訪天下高

年。前青州録事參軍麻希夢。年九十有。居臨淄。召至闕下。延見便

殿。賜坐語。極從容。詢及人間利害。對之尤詳。多蒙聽納。它日。訪

以養生之理。對曰。臣無他術。惟少寡情慾。節声色。薄滋味。故得至

此。詔以為尚書工部郎中致仕。賜金紫。工部好學。善訓子孫。子景

孫。興國中登進士甲科。孫溫其。溫舒。祥符中相繼登進士第。為天下

第三人。衣冠以為盛事。而天下稱麻氏教子有法。予祖母長安泉君。工

部孫也。故聞之詳。

⑰ 長編卷九一真宗天禧二年三月戊戌の条。「戊戌。徙河北都轉運使李

士衡知青州。代戚綸。以綸知鄆州。綸嘗作書。勸臨淄麻氏出粟以濟饑

民。太常丞致仕景宗拒之。答綸書極不遜。綸憤甚。具奏其事。上怒

曰。綸選儒不能抑豪強。乃煩朝廷耶。亟命士衡代之。士衡至。麻氏具

粟千斛以獻。景宗曰。禍吾宗矣。居二年而麻氏破。」

⑱ 長編卷九〇真宗天禧元年八月丙子「令江淮發運使漕米三万石。由海

路送登萊密州。從京西安撫使張廓之語也。」同卷九一天禧二年正月丙

辰「知青州戚綸請以官廩救粟二千斛設粥。米万斛減直出糶。以濟貧民。

從之。」同四月戊子「上以災沴頓息。流庸皆復。庚寅。降天下死罪一

等。流以下積之。（中略）大名府登萊密青滑州免十之四。」

⑲ 宋史卷三〇六威儀論。

⑳ 以下宋初の官品は宮崎市定「宋代官制序説」（佐伯富編『宋史職官

志索引』一九六三）によった。

⑲ 救荒活民書卷一「天禧元年四月、濮州侯日成上言。本州富民備蓄斛斛不少。近來不住增其餽直。乞差使臣與通判點檢逐戶數目。量留一年之數外。依祥符八年秋時。每斛止取錢十五文。省尺令出糶以濟貧民。詔只依前後勅旨。勸誘出糶。余不得行。慮擾民也。稱曰。富民有米。本欲糶錢。官司迫之。愈見蔽匿。須當有術以出之。其術謂何。臣於勸分抑餽篇論之詳矣。然則祖宗不從。日成上言。真識大体。」同卷二勸分の条参照。

⑳ 四庫全書總目提要卷二四によれば南宋初期の紹興十五年(一一四五)に成ったものである。ただこの書は温其を温基と作るなどやや伝写の誤りがある。

㉑ 長編卷九二天禧二年十一月丁亥「命翰林學士承旨晁迥。知制誥陳堯咨於秘書閣再考國子監及太常寺別試進士文卷。上其名。詔國子監從上解二十人。太常寺六人。開封府國子監太常寺免解官皆坐薦孝不實責。(中略)洪州太子中允直集賢院麻温其。(中略)罰銅十斤。」

㉒ 全唐詩第十一函第七冊に麻温其の「登岳陽樓」なる詩を取め、彼の世次爵里は不明としている。恐らく同一人物である。だとすれば宋人の作品が全唐詩に収録されていることになり、編纂の錯誤である。

㉓ 淳化五年(九九四)十月乙巳に青州平盧軍は鎮海軍と改名される。燕談錄の撰者王闢之の祖母は麻氏出身で、王氏・麻氏は婚姻関係がある。王珪はこの王氏の一族かも知れない。

㉔ 隆平集卷十姜遵伝には「初遵為御史。言青州大姓麻士瑤不法事。詔実案誅之。」とあるが、宋史卷二八八本伝その他の伝記資料には関連記事は見えない。

㉕ 長編卷九五天禧四年四月丙申「杖殺前定陶縣尉麻士瑤於青州。其兄大理評事致仕士安削籍配隸汀州。姪右正言直史館温舒。太常丞(丞)直集賢院温其並削職。温舒改太常博士監昇州糧料。温其監光州酒稅。家僮范辛等及州院司理院典級。冒名買場務人。借詞進士王珪等並贖面決配広南福建惠州軍牢城。家僮五十人分隸諸軍。以臨淄宅一区給其

家。邸店資財取十之三均給其族。自余悉籍之。其田莊本因平憤香併典質者。許元主取贖。本路勸農使副。青州知州通判悉降等差遣。初士瑤祖希夢事劉錫為府掾。專以括免聚斂為己任。兼并恣橫。用致鉅万。至士瑤累世益豪縱。郡境畏之過於官府。士瑤素唯酒不修。又私蓄天文禁書兵器。姪温裕先有德。常欲訟之。士瑤懼。乃鑿之密室。命范辛等三僕更守。絕其飲食。數日死。即焚之。又嘗怒鎮將張珪。遣家僮張正等率民夫同珪於途中毆殺乘其戶。頃之珪復蘇。訟於州。典級輩悉受士瑤賂出其罪。承前牧宰而下多与允礼。未嘗敢違忤。及鎮海節度推官孫昌知臨淄。憤其凶惡。有犯必訊理之。士瑤常声言遣人刺昌。昌乃送其族寓於他郡。每夕宿鼎解。列人敢更為備。士瑤復与王珪誣告昌不公事。又借同邑人姓名買場務。先是。待御史姜遵聞聞士瑤幽殺其姪事。奏遣監察御史章頻推直官江鈞往鞠之。於是併得他罪。故悉加誅罰焉。」

㉖ 雍正陝西通志、隆慶華州志等の歴代職官表にはともに麻温舒の名は見えない。

㉗ 岩波講座世界歴史9 中世3 「東アジア世界の展開」第六節三八〇頁草野靖論文(一九七〇)参照。

㉘ 青山定雄『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』(一九六三)第一章第二節参照。

㉙ 曾我部静雄『宋代財政史』(一九四一)参照。

㉚ 日野開三郎『唐代邸店の研究』(一九六八)、『続唐代邸店の研究』(一九七〇)参照。なお宋代の邸店所有の例として長編のこの部分の一部が引用されている。(『続』六一四頁)

㉛ 宮崎市定「宋代以後の土地所有形体」(『アジア史研究第四』)所収一九四四)参照。

㉜ 宋史卷三〇一章類伝には「青州麻士瑤殺從子温裕并其財。遣(類)往按治。士瑤伏誅」とある。

㉝ 前註⑲に掲げた景宗に関する長編の記事には割註として「此擲王暉



百一編。不知景宗于士衡何屬也。皞云。景宗是哉卒。未遑載。士衡乃殺其姪。当考。」とある。士衡とあるのは士瑤の誤り。この条に見える新任の知青州李士衡と混同したものである。また長編では士安・士瑤兄弟は希夢を祖とし温舒・温其兄弟を姪とするが、燕談録その他では温舒兄弟を希夢の孫とし、兩種の資料で輩行関係は一代ずれることになる。

- ③⑦ 涑水紀聞卷六（聚珍版叢書本）「青州臨淄麻氏。其先五代末皆為本州隸事參軍。節度使之納貨賂。皆令麻氏主之。積至巨万。既而節度使被召赴闕。不及取而卒。麻氏尽有其財。由是富冠四方。真宗景德初。契丹寇澶淵。其游兵至臨淄。麻氏率壯夫千余人。扼堡自守。鄉里賴之。全濟者甚衆。至今基址尚存。謂之麻氏寨。兵退。麻氏斂器械尺輪官。留十三。以衛其家。麻温舒兄弟皆舉進士。館閣美官。家既富饒。宗族于齊。有孤姪懦弱。麻氏家長恐分其財。幽餓殺之。事覺。姜遵為軫運使。欲樹名聲。因索其家。獲兵器及玉函書小印。因奏。麻氏大富。縱橫臨淄。齊人僭服。私畜兵刻玉玉。將凶不軌。于是麻氏或死或流。子孫有官者。皆貶奪籍。沒家財不可勝紀。麻氏由是遂衰。孟朝云。」
- ③⑧ 長編卷五八景德元年十月戊子。庚寅。十二月辛巳。癸未の各条参照。
- ③⑨ 隆平集卷十。東都事略卷五四。宋史卷二八八。宋史新編卷八八などの彼の伝記資料ではすべて法家的性格が強調され、評判はかんばしくないものばかりである。

- ④⑩ 齊乘卷六人物の条。万曆青州府志卷十選舉志進士の条。同卷一四儒行の条。康熙臨淄縣志李煥章序文。民國山東通志卷一九九雜誌志の条。民國臨淄縣志卷一九登進士の条など参照。
- ④⑪ 燕談録卷四高逸「麻先生仲英。幼有俊才。七歲能詩。隨侍父官鄆州。宋翰林白方謫官鄆時。聞而召之。坐賦詩十篇。宋大稱賞。翌日。宋以浣溪澣。李廷鄆墨。諸葛氏筆遺之。乃贈以詩曰。宣毫歛墨山箋紙。寄与麻家小秀才。七歲能吟天骨異。前生志折桂枝來。十七一試礼部

焜。以二親既喪。祿不及養。無復仕宦意。退居臨淄弁士里別墅。久而記覽該洽。行義高潔。鄉党化服。鄰里有爭訟者。不決於有司。而聽先生弁之。雖凶年。盜不入其家。富韓公・文潞公守青。皆嘗致書幣。龐莊公出鎮。遣其子奉書。召至府中。礼之極厚。屢以詩貽之。薦其行義于朝。詔以為國子四門助教・州学教授。東方学者爭師之。卒年九十。先生。予祖母長安原君兒也。」

- ④⑫ 南宋の皇朝事宝類苑卷四一にほぼ同文を載す。民國臨淄縣志卷二九及び三五同し。
- ④⑬ 宋白が鄆州・坊州を領する保大軍節度使の行軍司馬であったのは淳化二年（九九一）より短期間である。宋史四三九本伝参照。
- ④⑭ 富弼は慶曆七年（一〇四七）〜皇祐二年（一〇五〇）の間、文彦博は皇祐五年（一〇五三）にそれぞれ知青州であった。北宋銓撫年表卷二参照。
- ④⑮ 龍籍の知青州は嘉祐二年（一〇五七）〜三年の間。
- ④⑯ 麻仲英の名は齊乘以下、明潜の地方志に必ずといっていい程見える。特に民國臨淄縣志卷九建置志祠廟の条には、先秦の夷逸・王蠲・魯仲連、後漢の呉良、晋の左思、唐の房玄齡らとともに麻仲英が郷賢祠に祭られていることを云えている。
- ④⑰ 長編卷一三五慶曆二年二月丙戌「命著作佐郎崇文院檢討趙師民為崇政殿說書。師民。臨淄人也。八歲喪父。哀慟如成人。九歲能屬文。家貧。借書誦。已輒還。人怪其遲叩問。皆已成誦。舉進士。時曹瑋・李迪在知鄆州。聞師民名。遣人敦請乃見。就試礼部。四方士環視通衢中。劉筠知舉。獨置坐席於都堂前。諸士皆闕筆從之。天聖末。考中一等。或曰。師民乃青州大姓麻氏甥。麻氏坐豪僭貽制賊殺。親屬誅。師民不可以先多士。遂降等及第。（下略）」
- ④⑱ 天聖年間の貢舉実施年は二・五・八年である（文獻通考卷三三選舉五宋登科記總目）。従って末年とは八年のことである。

⑮ 宋代進士科合格者は成績によって五等に分けられ、上級合格者である第一甲、第二甲には進士及第、中級の第三甲には進士出身、下級の第四甲、第五甲には同進士出身の名が与えられる。趙師民の場合、「考中一等」とあるように第一甲合格であったものを第四ないし第五甲に格下げされたものではないかと思われる。

⑯ 曹瑋は乾興元年(一〇三二)から天聖二年(一〇二四)、李迪は天聖五年(一〇二七)から同六年の間それぞれ知青州。北宋経撫年表卷二参照。

⑰ 歐陽文忠公集卷一四詩話の条、涑水紀聞卷五、燕談錄卷六賁孝の条、東都事略卷六〇本伝、宋史卷二九四本伝、齊乘卷六人物の条、嘉靖山東通志卷二五名宦及び卷三二人物の条、彦若は司馬溫公集卷四一再華諫官劉子などの諸書に記事が見えるが、麻氏との関係についてはふれていない。

⑱ 宋の晁公武撰にかかる郡齋讀書志卷一三には「涑水燕談十卷。右皇朝王闢、紹聖間(一〇九四—九八)撰。云云」とあり、之の字を脱するが、以下に見るように数種の伝記資料は全て王闢之に作るから、誤りであろう。

⑲ 夫や息子などの功勞に対して賜わった封号である。

⑳ 黃庭堅の豫章先生文集卷二七「伯夷叔齊廟記」に「元祐六年、予同年進士臨淄王闢之為河東県」とあり、黃庭堅と同年の治平四年の進士科合格がわかる。また直齋書錄解題卷十一でも治平四年の進士科合格とする。

㉑ 燕談錄卷十談話の条参照。

㉒ 前掲豫章先生文集参照。燕談錄卷六先兆の条では「元祐四年夏、余初至河東。云々」とあり、四年に作る。

㉓ 民困臨淄県志卷二六人物志六参照。

㉔ 燕談錄卷五官制の条参照。

㉕ 宋史卷二六三本伝参照。

㉖ 燕談錄卷七歌詠の条参照。

㉗ 宋史卷四八二本伝参照。

㉘ 四庫全書總目提要卷二二子部三雜家五

春渚紀聞十卷。宋何遠撰。蘧浦城人。自号韓青老農。其書分雜記五卷。東坡事実一卷。詩詞事略一卷。雜書琴事附墨說一卷。記研一卷。記丹藥一卷。(中略)遺父曰去非。嘗以蘇賦薦得官。故記軼事特詳。其雜記多引仙鬼報底。兼及瑣事。(下略)

四庫全書總目提要補正卷三七子部雜家三

(上略)故是書極推東坡。載其逸事甚多。其餘大率談諧瑣事及怪異果報。乃說部之下者。然亦足資談助。

ちなみに四庫提要弁証卷二五子部六春渚紀聞の条によれば、何遠の生卒は熙寧十年(一〇七七)～紹興十五年(一一四五)である。

㉙ 春渚紀聞(學津討原本)卷二 二富室疎財

宣和間。朝廷取復燕雲。即科郡縣敷率等第出錢。增免夫錢。海州懷仁県楊六秀才妻劉氏。夫死。独与一子俱。而家素饒於財。聞官司督率。愆而貧下戸。艱於輸納。即請於県。乞以家財十萬緡以免下戸之輸。県令欣然從之。調夫登運。數日尽空。其庫藏者七間。因之掃治。設仏供三昼夜。既畢。明且視之。則屋間之錢已復堆垛盈滿。數之正十萬緡。而皆用紅麻為貫。每五緡作一辨。辨首必有一小木牌。上書麻青二字。觀者驚異。莫知其然。或有积之者曰。如聞青州麻員外家至富。号麻十萬家。豈非神運其錢至此耶。劉氏因密令人往青州蹤跡之。果有州民麻氏。其富三世。自其祖以錢十萬鎮庫而未嘗用也。一夕失之。不知所往。劉氏即專人致殷勤於麻氏。請具舟車復婦此錢。麻驚嗟久之。而遣介委曲附謝云。吾家福退錢婦。有德出於天授。今復往取。違天理而非人情。不敢祗領也。劉氏知其不可。曰。我既誠輸此錢。以助國用。豈当更有之。即散施貧民及助修仏道觀宇。一錢不留於家。家益富云。

（下略）

なおこの記事は曾我部静雄『宋代財政史』（一九四一）第三篇第五章の注(5)（四四六頁）に北宋末の免夫錢賦課の例として引用されている。

③ 建炎以來繫年要録卷一参照。

④ ちなみに皇朝事宝類苑が成ったのは何遜の卒年と同年の紹興十五年である。註②③参照。

⑤ 民国臨淄縣志卷二輿地志下山川の条。

⑥ 同右同条。

⑦ 同右卷一輿地志上村社の条。

⑧ 同右同条。

⑨ 同右卷二輿地志下山川の条。

## 二 北海の麻氏

### (a) 東明寺碑

宋代初期に一大勢力を形成した麻氏一族の居住地青州臨淄県の東方至近距離に位置する北海県（明以後濰県と改称）に東明寺という寺院の再建修復を刻した碑があり、この碑に刻された再建事業関係者の大部分が麻姓であって、臨淄の麻氏の祖麻希夢と全く時期を同じくした五代期に同姓の麻氏が北海に多数居住していたことが判明する。① 以下にこの碑の主要部分を掲げる。

維大唐天福二年歲次丁酉七月辛亥朔二日壬子。青州北海縣高陽鄉明村人都維那麻浩□記。（第一行）

糾化施主等。再建東明寺。兼立碑銘一座。上為國王帝主。下及師僧父母七代先亡見存眷屬。（二行）

（三行、四行略）

……乃懼輪迴。可增利（五行）

益。興修廢寺。塑佛像而已滿堂。用示他年。刊碑石而為後記。頌曰。合勸上善。固飾金儀。願生極樂。以（六行）

表。穹碑。劉范村院主僧□□。供養主僧從真。北高果慈願寺主僧□□。穆陵閔院主僧惠海。管村院主僧從□。（七行）

濟州光聖禪院僧□高。僧□□。僧□□。幽州聖果寺尼□□。感聖寺尼□□。□□□□□貴。劉范院行者毛鐸妻王氏。（八行）

高陽郷北岡里諸李村中山郡貢学究蘭匡嗣。在匡嗣先代雍京為官。随任寄泊青丘。貫居北海。有明村人(九行)

維那麻浩。徧行文疏。糾化為立東明寺碑銘。匡嗣全家虔心施利。造功德兩軀。供成因果。願從今向法。(十行)

災瘴永除。郡貢学究蘭匡嗣疏同施利妻王氏。同施利人妻氏少女子三娘子。下空(十一行) 九格

施主蘭□妻劉氏。合家共修功德兩尊。□□□施主京兆郡貢学究杜延福妻馮子氏。合家共修石像兩尊。□(十二行)

其旧碑□□□□□□□□□□院。合家更造石像一尊。施主麻政妻尹氏。麻勅弟広母趙氏。麻弘妻王氏。慕慈賈同。(十三行)

施主<sup>(孫)</sup>□妻趙氏。合家共修石仏一尊。麻温母馮氏。麻遇・麻倭・麻糸・麻凝・麻謙・麻琬・母韓氏。麻榮・許練(十四行)

周□・周聲・周暉・李□□□□□□□□張滋章・張遇・張言・妻劉氏。麻貴・張安・妻高氏、潘真・趙璠・郭洪・丘温。

(十五行)

田福妻董氏男延裕。夏溫柔・周□□王氏。傅宏妻隨氏。劉嗣・蕭進・殷聲・王暉・吳成・吳協母子氏。董節・劉懷記。

(十六行)

諸李村施主趙約妻董氏男□祖妻王氏女子金女。趙通妻劉氏。李晏妻趙氏。解稠母劉氏。王暉・趙造・李景母麻氏。杜蒙王礼。

(十七行)

北高累村寺都維那趙可□。副維那賀<sup>下空</sup>。李在村。劉瓊王貴王儒妻麻氏周氏。徐爽・趙殷・張法女。三格(十八行)

維那□□貴。維那麻思<sup>(弟)</sup>。夏義村汲環妻王氏。孫遇妻王氏。王進妻時氏女累子李氏曹氏。新王村索造・張暉王興。(十九行)

維那趙周。劉范村王靖妻張氏。王思・劉□・劉鐸・高暉。擲下戸李筠・李□庚・劉延賢母王氏。王遂鄴・陳貴。(二十行)

維那劉渭。張林村院都維那□□□母徐氏。蘇美妻郭氏男唐仙唐貴。南高累村録楊景。(二十一行)

維那張温。都安村周洪男暉・孫男後奴・弟韓奴。張□□妻賈氏。周晏母李氏。李黯・劉澣。(二十二行)

長興二年。修文殊菩薩堂。功德主僧□□。応順元年。修耿安村東明寺令□東明題□□後。(二十三行)

五代後晉の天福二年(九三七)の銘のあるこの碑は現在の山東省濰県の東明寺にある。東明寺は乾隆濰縣志卷二壇廟の条

では「鼎城の西、永平社十六里に在る。碑文は剝落してしまっている。唐代に建てられたもの」と見え、民国濰県志卷九 營繕、壇廟寺觀の条では「第三区の考家荘にある。劉宋時に建てられたと伝えられる。」と記し、続けて「後唐長興年間 に重修、応順元年に三修、後晉天福二年に四修」としているのはこの碑末に抛ったものと思われる。さらに民国二十二年 当時の寺の状態を「殿宇傾圮」と記す。このように東明寺の創建は一は劉宋、一は唐代と言い明確でなく、その由来など も一切不明である。ただこの碑によって五代期における再建の事実が判明するが、民国二十二年頃の荒廃した建物も何時 の建造物かは明らかでない。明清期の頃のものとかわると思われる。

まず東明寺の所在する場所について考えておきたい。清代の山東省萊州府濰県は唐代には青州北海県、宋代には濰州北海県に属した<sup>③</sup>。その間の五代期の後晉時代はこの碑によって唐代同様に青州北海県に属することが明らかとなる。清代の永平社は民国期の永平郷で、ここに考家荘が含まれる<sup>④</sup>。東明寺はこの考家荘に所在し、それゆえに考家寺と俗称されているという<sup>⑤</sup>。

次に東明寺再建に関係した人々をこの碑について見ると、僧尼十二人、在俗者約百人、彼等の母や妻子を含めると二百人近くに達する<sup>⑥</sup>。これを碑の順序に従ってその居住地をみておこう。

(一) 寺院関係（第七、八行）

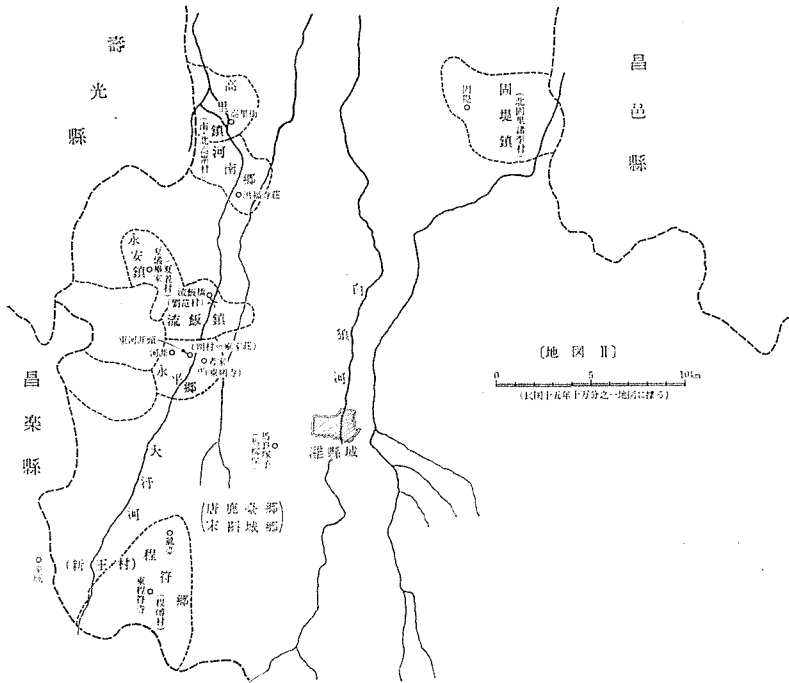
② 幽州 聖果寺の尼一人、感聖寺の尼一人が参加するが、青州北海県、すなわち現在の濰県からはかなりの遠距離である。

③ 済州 光聖禪院の僧三人が参加。済州は山東省内で濰県の西約一九〇キロ<sup>⑦</sup>。

④ 穆陵関 濰県に西南隣する臨胸県南約七五キロの大峴山上にある<sup>⑧</sup>。

⑤ 管村 濰県に南隣する安邱県西南約二〇キロの管公都に比定できるといふ<sup>⑨</sup>。

（以上隣接府州県に所在するもの）



(地圖 II)  
 0 5 10km  
 (民國十五年十月分之二地圖に據る)

- ⑤ 劉范村 東明寺のある第三区永平郷の北隣に流飯鎮という大汗河にかかる流飯橋を中心とした地区がある。「流飯」は「劉范」の訛したものととしてこの流飯鎮に比定する民国濰県志の説をとりたい。<sup>①</sup>
  - ⑥ 北高累村 濰県城西北第四区の高里鎮に含まれる高里街に比定できよう。高里街は県城から約十五キロにある。この地には高里北寺という寺があり、創建はきわめて古いと言い伝えられる。碑に見える北高累慈願寺がそれに相当するといふ。<sup>①</sup>
- (以上濰県内に所在するもの)
- (二) 在俗関係(第九行以下)
- ⑧ 高陽郷北固里諸李村 北固里は清代の固柳社で、民国時には第五区固堤鎮となる。県城東北約十六キロの地。従つて諸李村はこの固堤鎮付近に比定できよう。<sup>②</sup>
  - ⑨ 明村 第一行目に見える青州北海県高陽郷の明村である。東明寺再建の中心的人物麻浩以下、碑に見える人物の約半数が明村在住者であることからすれば、東明寺に近い地と推定される。

宋	五代 (後晉)	唐	州	村
濰州	青州	青州	県	
北海県	北海県	北海県	郷	
高陽郷 儒教郷 高陽郷	高陽郷	鹿台郷		
北高累村 南城村 程傅村 第十三都麻家莊	諸李村 耿安村	新王村		
	明村			
	新王村			
	劉范村			
	南・北高累村			
	李在村			
	夏義村			
	張林村			
	都安村			

① 南高累村 ④の北高累村の南に位置するものであることは言をまたない。

① 夏義村 清代に夏儀社があり、民国時には第三区永安鎮に含まれる夏儀畢家莊に比定できる。県城から約十二キロの地。<sup>⑤</sup>

④ 新王村 唐の開元十五年にかかる「(北海)県令若干居安置菩薩像記」(民国維県志卷三八)に北海県鹿台郷に属する同名の村が見える。民国時、県城西南第二区の程符郷に麓台荘の名が見え、県城から約八キロの地である。「鹿」を「麓」に作るが同音であり、唐代鹿台郷の名称が残る。東明寺の所在する永平郷の西北隣に辛旺郷があり、この名称は少なくとも明代にまで溯及しうる。地図では濰県の境、昌樂県東辺にも辛旺の地名を見出す。新王と辛旺は音通であり、辛旺郷に比定できよう。<sup>⑥</sup>

① 李在村(十八行)、張林村(二十一行)、都安村(二十二行)、耿安村(二十三行)の四ヶ村については地名比定のための直接的な材料はないが、他の諸村がすべて東明寺の所在する永安郷考家莊を中心に十五〜二〇キロ半径内の至近距離に比定し得たことにより、ほぼこの半径内にあったものと考えて大過なからう。(地図Ⅱ)

以上の唐代以後の濰県の沿革をまとめると次表の如くである。<sup>⑤</sup>

清	萊州府	濰	濰縣					濰州府	濰	北海	北海	
	平度州	濰	濰縣					務本郷	務本郷	北海	北海	
			濰縣					領社十八	領社十八	北海	北海	
			濰縣					在縣西・西北	在縣西・西北	北海	北海	
明	萊州府	濰	濰縣					務本郷	領社十八	務本郷	北海	北海
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									
元	濰州府	北海	濰縣					務本郷	領社十八	務本郷	北海	北海
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									
金	濰州府	北海	濰縣					務本郷	領社十八	務本郷	北海	北海
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									
			濰縣									

(b) 村民分析

右に見たように東明寺再建に参加した在俗者の全て、及び一部の僧尼が東明寺所在地を中心とした至近距離に居住することが明らかになったが、ここでは居住者を中心に考えてみることにする。

まず僧尼については、劉范村院や北高栗村の慈願寺などの僧は同郷の仏教関係者としての参加であろうが、明村の麻浩



をはじめとして諸李村、夏義村、都安村以外の六ヶ村には全て都維那、維那という肩書をもつ人物がいることから、各村を中心とした仏教信仰と関係のある社邑的組織があつて、各寺院の僧尼がその社僧的役割を果していたのではないかと推測されるものである<sup>⑧</sup>。この組織を中心に金銭等を集めて東明寺再建事業がなされたものようである。

次に在俗者について見てみよう。第九行に見える高陽郷北固里諸李村の中山郡貢学究という肩書をもつ藺匡嗣は父親が地方官として当地に家族を随つて赴任し、そのまま寄住するようになった。すなわち本貫を北海道に移したのである。彼は同郷近村に住む麻浩による東明寺再建の呼びかけにに応じて参加し、妻子ともども仏像二体を造つて仏法に帰依し、諸々の災いから免ぜられんことを願つている。第十二行の藺某はその姓からみて同族で藺匡嗣の父親の寄住時に随つてきたものであろう。地方官として本貫を離れて官に与えられたさまざまな特権を利用しつつ退官後も現地にそのままに住みつく情況、所謂前資寄住は唐末からつとに顯著に現われる在地郷村での一種の傾向であるが、この藺氏一族は五代期においても同傾向が引続き生じていたことを示す具体例である。ところで藺匡嗣の肩書は郷貢ルートによる科挙礼部試の落第を意味するものである。すなわち中山郡からの郷貢ルートによつて中央礼部に薦送され、礼部試明經科学究目を受験して落第していることがわかる<sup>⑨</sup>。第十二行に見える京兆郡郷貢学究杜廷廓も全く同様で、京兆府からの郷貢ルートによつて明經科学究目を受験して落第したものである。「□□□□施主京兆郡云々」とある三字闕字部分<sup>⑩</sup>は恐らく現住する北海県内の村名が入るべきものであろうことは先の藺匡嗣の例を見れば明らかであるが、京兆郡から郷貢ルートによつて薦送されているのであるから、この北海県の某村も明らかに寄住地である。このようにたて前上からは絶対に正規の官となれない礼部試落第者がそのような肩書を自称して本貫を離れて他地に寄住するようになるのは藩鎮下での幕職官のポストにつき可能性が少なくないからである。彼等が寄住した郷村の一般農民による呼びかけに応じて寺院再建事業に参加している事實は、彼等自身が異郷での地域共同体に少しでもスムーズに融合しようとする姿であると同時に、一般在地農民の側にもこれら礼部試落第者が自分達とは比較にならぬ知識人としての低からざる評価があり、農民達のみならずこのような知識人の名、

それもこの肩書をあえて附して碑文に連ねていることは礼部試に失敗したという意味以外に、この肩書身体が社会的に積極的なプラスの価値をもつものであることを示している。

(c) 麻姓の同族的村落

第十三行から十六行までに見える人物はこの碑の文脈からすれば全て麻浩と同じく明村居住者であると考えられるが、この四行において明らかに目に付くのは麻姓をもつ名が圧倒的に多いということである。すなわち麻浩をはじめとして、麻政、麻勅、麻広、麻弘、麻温、麻遇、麻倭、麻糸、麻凝、麻謙、麻琬、麻榮、麻貴の計十四人にのぼる。さらに第十七行以下においても諸李村に住む李景の母麻氏、李在村に住む王儒の妻麻氏、そして麻思稼の名が見える。このように多数の麻姓の名をもつ人々が明村を中心とした地域に見出すことができるということは、ここに麻氏一族の同族的村落が存在しているとみてよからう。五代後半期における村落規模を一村落当り主戸二十戸〜六十戸であったとすれば明村はほとんど麻姓によって構成されていたことになる。諸李村の李景の母麻氏や李在村の王儒の妻麻氏は明村の麻氏一族と近隣村との婚姻関係を示すものであり、麻浩が東明寺再建のために数百人の郷村民を糾合し得たことともに麻氏の地域共同体的な空間での低からざる立場を知ることができる。この麻氏一族の同族的村落の存在は東明寺碑からだけから引き出した結論ではない。宋代以後にもその証左を示すことができる。「宋張問等造香爐記」(民国維県志卷三九)は

大宋国維州北海県樹城郷馬柳保南城□合村社人張問等、各の瘡財を捨て、今慶曆六年丙戌歲(一〇四六)八月戊申朔二  
十五□□申、

という書き出しで始まる。以下に供養に参加した社邑構成員の名が列挙され、その中に社政<sup>②</sup>歌忠の女婿麻秀、社人麻渚の二人の麻姓が見え、元豊元年(一〇七八)にかかると「宋王存等造香爐記」(同卷三九)は

維州<sup>マ</sup>北海県樹城郷馬柳保程傅村の王存等、衆人を糾集し香爐一座を刱建す。

とあり、ここでも以下に供養参加者名を列挙し、その中に王苜の妻麻氏が見える。但しこれは社邑とは無関係のようであ

る。さらに元豊六年にかかる「宋石嵩等造香爐記」（同卷三九）では

〔因〕国京東路濰州北海県斟城郷都守保第十三都麻家荘の社長・録并びに社衆卅。

で始まり、参加社人名を同じく以下に列挙し、その中に「麻錫計家八口」、「麻寧計家八口」、「□□計家九口母麻氏」、「厓人麻尚計家十口」、「社人□翌□妻麻」、「□□廟戸孫声妻麻氏」、あるいは「麻全」、「麻思」と五人の麻姓の戸主的存在と三人の他姓へ嫁いだ麻姓出身女性を見出す。ところでこの三例に等しく見える宋代の濰州北海県斟城郷は現在の濰県城の西南一帯、唐代の鹿台郷と重複する地区に比定できるといふ<sup>②</sup>。第一例の馬柳保は第二区の上董官荘郷に含まれる東西二つの馬良家と音通であり、地図では馬良塚子と見えている。第二例の馬柳保程傳村は同じく第二区の程符郷に比定できる。第三例の都守保第十三都麻家荘は現地名との比定材料は皆無であるが、とにかく宋代の斟城郷に含まれる地区である。この第三例に見えるように数人の麻姓を有する人物の居住する麻家荘にはかなり多数の麻姓が居住しているものと考えられる。それゆえにこそ村落名が麻家荘と呼ばれるのであり、他姓をも含んだ麻氏の同族的村落と見なしうる。東明寺碑に見えた五代後晉期の高陽郷明村の麻氏一族と約百年後の宋代の斟城郷内諸村在住の麻氏とは、以上のように各時期の地名比定の結果、重複する地区であることが明らかになったからには同族と断定できる。劉姓、李姓などに比して幸いなことに麻姓は非常に稀少な姓であることはこの支持材料となる。さて五代の明村と宋代の麻家荘とが同一村と見なし得る資料があるのみでみておきたい。元の至治三年（二三三）の記のある「李氏祖塋墓記」（民国濰県志卷四）には「今觀るに、李氏はもと濰州北海県第九都麻家荘の人なり」という記事があり、この碑は濰県西郷、河崖頭荘の東に立てられている。河崖頭荘は第三区永平郷内の村落で、東明寺の所在する考家荘のまさにすぐ西隣の村落なのである。従って五代の明村、宋代の麻家荘、元代の麻家荘（元代の麻家荘に麻氏が居住したという直接的資料はないが、その村落名が示すように村内居住者の中心的姓氏に基づくものであることは言える）を同一村と見なすことが許されるかも知れない。たとえそうではなくても東明寺に隣接する地域に三村が存在したことは確かである。（地図Ⅱ）

以上、五代後晉期における北海県の西部地域の郷村について東明寺碑を中心として考察した結果、唐末の一大傾向としてかつて論じた前資寄住、礼部試落第者の寄住が五代期にも認められること、そして現在の濰県城西北西約十キロにある東明寺付近に麻姓の同族的村落が存在し、十一世紀後半の宋代元豊年間にはその姓を冠する村落として見え、さらにその村落名は元代においても存在していることが明らかになった。

① この碑は「東明寺碑」(1)(2)(4)(5)(6) ないし「臨陽縣麻姓等造像碑」

(3) として次の諸書に採録されている。

(1) 山左金石志卷十四

(2) 寰宇訪碑錄卷五

(3) 八瓊室金石補正卷八〇

(4) 宣統二年序山東省保存古蹟事項統計表・萊州府濰縣の条

(5) 民国四年山東通志卷一五二藝文志十石存目萊州の条

(6) 民国二十六年刊濰縣志(以下民国濰縣志と略称)卷三八金石類の条

このうち(1)(2)(4)(5)は碑目だけで、(3)(6)が碑文を掲載する。(3)(6)を比較すると字句の異同がややあり、また(3)は(6)に比して闕字が約五十字ほど多い。(3)はその輯者である陸增祥が同治年間在北京の古本屋で入手した拓本に基づくもの、(6)は民国二十六年直前の臬志編纂時に現碑から直接採録したものである。両者には六、七十年の時代差があり、風化その他による磨滅で闕字の増加を考慮せねばならないとしても、拓本と現碑という採録手段から判断して時代的には新しいが(6)を一応のテキストとした。

② 八瓊室金石補正では碑の文頭を「維大唐天復二年歲次□西七月辛亥朔二日壬子」と干支の上字を闕字にしている。陸氏は「大唐」の二字や碑文中の欠筆の有無などによって闕字を「辛」の字に当てて唐の天復元年辛酉に作るべきかもしれないと示唆している。しかし天復元年

の七月は庚戌になり、後晉天福二年七月は民国濰縣志に録する碑文と同じく辛亥であるから、この碑を後晉天福二年以外に比定することはできない。(廿史朔閏表、三正総覧参照)

③ 太平寰宇記卷十八河南道濰州の条。

④ 乾隆濰縣志卷二社集の条「務本郷。領社十八。在縣正西・西北。流飯社……永平社」

民国濰縣志卷六疆域志境界の条、民国二十二年調査各区郷鎮街道村庄表によれば

第三区—永平郷—南考家莊・北考家莊・崔家莊・掛角子莊・大河崖頭城北及西北

莊・小河崖頭莊全て距城十五里

⑤ 民国濰縣志卷七疆域志郷村の条。

⑥ 民国濰縣志に載せるこの碑の末に「碑陰首刻四仏、亦二十三行。惜漫漶已甚。可弁者惟第二十一行維那孫□妻王氏六字。(中略)共三十四字。」という割注が附され、碑陰にもほぼ同数の再建関係者の名が刻されていたことを知る。従って実際には五百人近い人数であったはずである。

⑦ 八瓊室金石補正では密州に作る。密州高密県は濰縣の東南約七〇キロ。

⑧ 齊乘卷六、嘉靖山東通志卷六、說史方輿紀要卷三二參照。

⑨ 八瓊室金石補正の陸增祥の考証。

- ⑩ 万曆濰県志卷四橋梁の条、乾隆濰県志卷二建置志橋梁の条ではともに流飯橋の名称の由来について「橋を造る時、飯一包が流れてきて、造橋工事人達が食った」という古老の伝聞を記しているが、民国濰県志卷七疆域志遺跡の条では俗伝として退けている。北宋末建炎二年に金軍が山東に侵入した際、濰県の范橋で戦闘を交えたことがあり、この首訛説を支持するものである。
- 金史卷八〇赤蓋輝伝
- 從睿宗絳略山東。既攻下青州。復從園毋攻濰州。輝督其裨校先登。而城中積糗糞。乘風縱火。發機石。輝率將士衝冒而下。力戰敗之。軍還。復以三十騎破敵于范橋。
- ⑪ 民国濰県志卷七同右条。
- 民国濰県志卷三八に収める「北魏映房等造像碑」に宋代に石仏を再修した時の銘が見え、そこに「大宋国濰州北海県儒教郷石人子保北高果村科并都維那唐□□。今於紹聖三年（一〇九六）歲丙子戊辰月丁亥朔二十八日。云々」とあり、宋代に北高果村が儒教郷石人子保に属すことがわかる。この碑の立つ場所は皇城西北の第四区の河南郷洪福寺荘である。河南郷は高里鎮に南接するから、北高果村は高里街を中心に南にも少し広がった地域であろう。（地図Ⅱ参照）
- ⑫ 民国濰県志卷六各区郷鎮街道村荘表、卷七遺跡鄉村の条。
- ⑬ 同右。
- ⑭ 同右。
- ⑮ 嘉靖山東通志、万曆濰県志、乾隆濰県志、乾隆萊州府志、民国濰県志に拠る。
- ⑯ 那波利貞「唐代の社邑に就きて」（『史林』二三一・二・三・四 一九三八）、同「仏教信仰に基きて組織せられたる中晚唐五代の社邑に就きて」（『史林』二四一・三・四 一九三九）、笠沙雅章「敦煌出土『社』文書の研究」（『東方学報』京都三五冊—敦煌研究—一九六四）参照。
- ⑰ 拙稿「唐代後半期における社会変質の一考察」（『東方学報』京都四二冊 一九七一）参照。
- ⑱ 拙稿「唐代の郷貢進士と郷貢明経」（『東方学報』京都四五冊 一九七三）参照。
- ⑲ 唐の天宝元年に州名が郡名に改称されるが中山郡は存在しない。しかし雅名として漢代の郡名で呼称されることがしばしばあり、ここで言う中山郡は定州のことであろう。八瓊室金石補正では安山郡に作る。学究については宮崎市定『科挙』（一九四六）第一章三二頁に「学究は学究一経の略で明経の最下等、最墮であった」とある。
- ⑳ 八瓊室金石補正では□印の闕字を示さず空格のままにしている。拓本によつたので黒くぬりつぶされていたために闕字に気附かなかつたものであろう。しかし毎行三十八字というこの碑の形式からして、三字闕字とすべきものである。この点からも現碑から直接採録した民国濰県志収録のもの資料的価値の相対的な高さが確認できる。
- ㉑ 八瓊室金石補正では「張貴」に作る。この部分は前後に張姓が並ぶから、張貴が妥当のようである。しかし、第十四行最初の「施主□□」を「麻□」に作るから麻姓十四人の数は変らない。
- ㉒ 佐竹靖彦「宋代鄉村制度之形成過程」（『東洋史研究』二五—三一 一九六六）参照。
- ㉓ 民国濰県志卷七疆域志遺跡鄉村の条。
- ㉔ 同右卷六各区郷鎮街道村荘表。

### 三 北海の麻氏と臨淄の麻氏の關係

五代後晉期の青州北海県の地に麻氏の同族的村落が存在していたこと、そして五代後漢期に青州の録事參軍となつた麻希夢を祖として宋初に至つて青州臨淄県に大勢力を振つた麻氏、この両者の關係は麻希夢の本實地を求めることによつて明確な結論が得られるであらう。そこで前掲の太宗実録の最初の部分を再度見てみよう。

希夢、北海の人なり。梁の龍德二年、明経の第に擢でらる。しばしば宰字の任に居り、素より吏幹有り。凡そ踐歴する所皆能名有り。老うを以て退きて臨淄に居す。云々。

彼が北海県を本實とすることはこれによつて明らかである。①そして全く時期を同じくしてこの北海県に麻氏の同族的村落が存在している事実、かつ麻氏はきわめて稀少な姓である。もはや多言を要しない。麻希夢はこの北海県の麻氏と同族である。すでに分析したように東明寺碑に名をつなねる北海県高陽郷の明村を中心にして分布する麻氏の全ては無位無官の庶民である。科挙礼部試に落第して当地に寄住する郷貢進士の肩書を公然と称する数人の人物と比較して何ら肩書を付していないことによつても彼等麻氏が庶民であることは明らかである。しかしこの麻氏は単なる小農ではなかつた。在地における巾広い婚姻關係や東明寺再建に數百人の郷村民を集めることができたことなどによつて既に指摘したようにかなりの程度の経済的基盤を有する唐宋五代における新興の地主的階層と考えることができよう。それゆゑにこそ一族の優秀な者として麻希夢を科挙試験にむけて専念させることができたのである。武人が権力を握つた五代期においても科挙合格者の社会的評価は決して低いものではなかつた。②かくして麻希夢は一族の期待を荷いながら後梁の龍德二年(九三二)に二十八歳で科挙明経科に合格して官僚有資格者となる。東明寺碑が作られる後晉の天福二年(九三七)に先だつこと十五年であり、東明寺碑の作られた約十年後には平盧節度使劉錫の下で青州録事參軍となり、この官を最後に退官するのであるが、退官後、至近距離にある郷里北海県に帰ることなく青州のすぐ北にある臨淄県に居をかまえることになる。臨淄県には劉

銖によって集積され、今では麻希夢の所有に帰している肥沃な数百頃もの大所有地があり、さらに青州と目と鼻の先であるために前録事参軍としてのにらみをかかせながら「州郡吏の長短を持す」ことを可能ならしめる最も有効な地であった。祖先の墓があり現に同族が多数居住している郷里北海県に帰らず、あえて臨淄県に寄住することになったのはこのような理由があったからである。そしてその地において自分の息子、孫を科挙官僚に育成することになる。子の景孫は科挙合格者の飛躍的な増加を見る太平興国年間の進士科合格で、孫の温舒・温其はともに大中祥符年間の進士科合格で、天禧四年の麻氏一族弾圧事件に連坐して左遷されるまでは館職を帯びたエリート・コースの官途にあった。温舒についてはこの事件後も従七品上の職方員外郎・知同州になっていることまでは追跡し得た。④ また弾圧の直接的対象となり杖殺された麻士瑤は定陶県尉の経験をもち、その兄士安は大理評事で退官していることによって、この二人も科挙の合格者であった可能性が大である。このように館職を帯びた者をも含めて多数の科挙官僚を輩出した臨淄県の麻氏は宋初において完全に官戸化している。在地における活動では典質による大土地所有の形成とともに、邸店経営を主にした巾広い商業活動、そして場務を撲買（請負）することにまで進出している。さらに異民族侵入に際しては強大な地主的郷村規制力を発揮して千人以上もの郷民を集めて自衛集団を組織することができた。これは麻氏が臨淄及びその近隣地域に居住する同一タイプの新興官戸層、趙氏、王氏、石氏などと婚姻関係を結んでいることと切り離して考えられることではない。松井秀一氏の指摘された石介を中心とする宋朝権力を支えたとされる自作農タイプの下級官僚層とは異った、それでいてやはり典型と呼ぶにふさわしい宋初の三位一体的な新興官戸の姿を官戸化の過程及び在地での具体的姿を明らかにするという本稿の試みは以上によってある程度達せられたと考える。

① 唐代には青州はしばしば北海郡という別名で称せられ、北海とのみ見える場合には青州を指すことがあり注意を要するが、ここでは「退居臨淄」とあって、北海と臨淄はともに青州管下の属県名を指している。

ることは明らかである。

② 西川正夫『華北五代王朝の文臣官僚』（『東洋文化研究所紀要』二七 一九六二）参照。

③ 進士科合格者についていえば、太祖朝では平均十人前後であったものが、太宗朝太平興国二年には一〇九人、同三年には七四人、同五年には一二一人、同八年には二三九人もの進士科合格者が出る。(文献通考卷三二「選舉考五宋登科記總目」)

④ 宮崎市定「宋代州県制度の由来とその特色」(『アジア史研究三』所収一九六三)によれば宋代の知州は普通に五品相当官が任ぜられた。(京都大学人文科学研究所助手)



## The Original Form of *Jinsai* 仁齋学

—A Thought of the Neighbourhood Unit in Kyoto—

by

Masahiko Miyake

*Jinsai Ito* 伊藤仁齋, an upper-class citizen of Kyoto, formed his original thought system, *Kogi-gaku* 古義学, by criticizing *Shushigaku* 朱子学. I would like to throw light upon its original form through the analysis of his works; ' *Sanshotomojuippon* 三書共十一本', the oldest extant manuscript of ' *Sanshokogi* 三書古義', that was his most important work and ' *Machinakasadame* 町中定' upon *Four-chome* 四町目, *East-Horikawa* 東堀河, *Kamigyō* 上京, *Kyoto* 京都, where *Jinsai* lived.

Under *Bakuhan* 幕藩 regime, the regional units of *Kyoto* had lost its old character as a commune and turned into the basic units of the central administration. Under those circumstances *Jinsai Ito* thought it necessary to maintain their character as a commune by denying 'the public 公' and affirming 'the private 私', especially by regarding it as a moral to follow the traditional customs of the commune. That was, I think, the fundamental of his thought. It was, however, a little later in *Shoeki Ando* 安藤昌益, that we could find the thought of independence of the commune and negation of the discrimination.

## The Newly Risen Bureaucrat in Five Dynasties and Early *Sung* 宋 Period

—A Case Study of the *Ma* Family 麻氏  
in *Lin-tse*, *Shan-tung* Province 山東臨淄縣—

by

Hajime Otagi

From the latter part of the *T'ang* 唐 Period to the Five Dynasties 五代期, a turning-point in the history of China, a new social class was rising and beginning to gain influence. In the *Sung* 宋, Period they became the *K'o-chu* 科舉 bureaucratic officials and formed the privileged ruling class which was called *Kuan-hu* 官戶.

The purpose of this article is to portray the bureaucratic officials of

this newly risen class of the early *Sung* Period. Thus, this article introduces and shows the *Ma* Family 麻氏 of *Lin-tse*, *Shan-tung* Province 山東臨淄縣 as a family worthy to take note of. Notably worth investigating are the relations between the *Ma* Family and the local community and how their particular situation related to the authoritarian structure of the *Sung* Dynasty.

The ancestral founder of the *Ma* Family passed the *K'o-chu* and extended his power by becoming the *Lu-shih Ts'an-chun* 錄事參軍 in *Ching-chou* 青州 which was governed by the military governor of a province, *chieh-tu shih* 節度使. Because the *Ma* Family produced *K'o-chu* bureaucratic officials for three generations, from the ancestral founder to his grandson, they were able to attain a good reputation in society. Economically the *Ma* Family was founded on their great landholdings and they conspicuously increased their fortune by full commercial trading activity. Therefore, it can be said that the *Ma* Family was a representative of the newly risen class of the early *Sung* Period. This class was distinguished by three characteristics; great landholdings, the commercial trading activity, and positions as *K'o-chu* bureaucratic officials.

William Lloyd Garrison

by

Tadashige Shimizu

Among the abolitionists of the United States of America in the 1830's, W. L. Garrison was one of the most well-known social reformers. His uncompromising spirit is often praised highly, as compared with the conservative attitude of New York group, by radical historians. In this treatise which aims at the re-examination of Garrison and his group, I will pay more attention to two factors than any other: viz. Garrison's non-resistance movement and Noyes' perfectionism. In my view the former, which seems to be based on the latter, is the most intensive expression of Garrisonian thought. The characteristics of Garrisonian abolitionism will be interpreted from this axis of non-resistance-perfectionism, and be compared with those of New York group.